

令和8年第3回大玉村議会定例会会議録

第3日 令和8年6月18日（木曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番	三 瓶 賢 一	2 番	欠 番	3 番	渡 邊 初 治
4 番	菅 原 貴 子	5 番	渡 邊 啓 子	6 番	斎 藤 信 一
7 番	松 本 昇	8 番	本 多 保 夫	9 番	佐 原 佐百合
10 番	須 藤 軍 蔵	11 番	武 田 悦 子	12 番	館 下 憲 一

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長	押 山 利 一	副 村 長	菅 野 大 佑
教 育 長	渡 辺 敏 弘	総 務 部 長	橋 本 哲 夫
住民福祉部長兼 福祉課長	安 田 春 好	産業建設部長	渡 辺 雅 彦
教 育 部 長	後 藤 隆	総 務 課 長	鈴 木 真 一
企画財政課長	渡 辺 一 樹	税 務 課 長	三 瓶 隆 弘
住民生活課長	安 田 敏	保 健 課 長	町 田 弘 江
産 業 課 長	藤 田 良 男	建 設 課 長	遠 藤 義 紀
参事兼 都市計画課長	杉 原 仁	参事兼 上下水道課長	伊 藤 寿 夫
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	菊 地 美 和	教育総務課長	鈴 木 裕 也
生涯学習課長	田 辺 将 裕	農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 雅 俊

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、鈴木理恵、佐藤光一郎

一般質問者目次

1.	5 番	渡 邊 啓 子	P. 16～
2.	9 番	佐 原 佐百合	P. 23～
3.	6 番	斎 藤 信 一	P. 35～
4.	4 番	菅 原 貴 子	P. 51～
5.	1 番	三 瓶 賢 一	P. 55～
6.	10 番	須 藤 軍 蔵	P. 63～

会 議 の 経 過

○議長（舘下憲一） おはようございます。ご苦労さまでございます。

会議に先立ち申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりや大山小学校で使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は１１名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、教育総務課長、鈴木裕也君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前１０時００分）

◇

◇

◇

○議長（舘下憲一） 本日、傍聴に、大山小学校６年生３６名ほか４名の方々がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（舘下憲一） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（舘下憲一） 日程第１、一般質問を行います。

本日の一般質問は、５番渡邊啓子君、９番佐原佐百合君、６番斎藤信一君、４番菅原貴子君、１番三瓶賢一君、１０番須藤軍蔵君の順に行います。

５番渡邊啓子君より通告がありました「施設けんしん契約病院の拡大を」ほか１件の質問を許します。５番。

○５番（渡邊啓子） おはようございます。５番渡邊啓子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります２件について、これより一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

初めに、施設けんしん契約病院の拡大について伺います。

生活習慣病の早期発見、早期治療や生活習慣病にならないための予防として、健康チェックの機会である住民けんしんは重要です。住民がさらに受診しやすいよう、施設けんしん実施医療機関の拡大を求めます。

まず、郡山市内で基本健診が受診できる施設けんしん実施医療機関をお伺いいたします。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） ５番議員さんにお答えをいたします。

郡山市内で施設けんしんが受診可能な医療機関は南東北病院、それから桑野協立病院、この２医療機関となっております。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） ５番。

○５番（渡邊啓子） 現在２か所の医療機関であるということです。

子宮がん検診ができる郡山市内の施設けんしん実施医療機関は大分増えましたが、基本健診やがん検診、女性のがん検診が一度にできる施設けんしん医療機関は現在ありません。男性でも、ふだんは郡山の病院に通院しており、施設けんしんもそちらで受診したいという方もおります。

住民から郡山市内の総合病院を施設けんしん契約病院に加えてもらえないかという声が寄せられています。考えを伺います。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 5番議員さんにお答えをいたします。

子宮がん検診以外のがん検診につきましては、以前から安達医師会からの申入れがあり、安達管内の医療機関に限定して受診していただいているところでございます。

したがいまして、お住まいに近い安達管内の医療機関であれば、基本健診とがん検診を一度に受診いただくことができるといった現状となっております。

また、施設けんしんの実施医療機関の拡大につきましては、これからの検討課題とさせていただきたいと考えておりますが、今後、特定検診につきましては、県全体での見直し作業が行われており、国保保険料の県内統一の時期と合わせ、県内のどこでも希望する医療機関で受診できる体制の構築の検討が現在、進められているといったところでございます。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 5番。

○5番（渡邊啓子） 現在は安達医師会で、安達管内の医療機関に限定しているということでした。

なお、県全体での見直し中、そちらを検討中であるということですね。

それでは、婦人科検診ができる郡山市内の病院が増えたのはどういう経緯があつてのことでしょうか。例えば出産でお世話になった病院ならば、若い方でも気軽に受けてもらえて、受診率が上がるのではないかというような理由からでしょうか。

○議長（舘下憲一） 保健課長。

○保健課長（町田弘江） 5番議員さんにお答えいたします。

婦人科検診が郡山のほうで受けられる経緯につきましては、安達管内のほうで婦人科の受診できる医療機関がもちろん少ないということと、あと、以前より郡山医師会様と契約をさせていただいて検診を進めてきたというところで、郡山の医師会のほうで婦人科検診を受診できる医療機関がそもそも増えてきたというような経過がございます。

以上です。

○議長（舘下憲一） 5番。

○5番（渡邊啓子） ありがとうございます。

いずれは県全体で好きなところで受診できるように検討中ということですので、より受診しやすいように住民の健康を願って、次の質問に移ります。

6月は環境月間ですので、ごみの分別と減量化のさらなる推進について質問させて

いただきます。

私たちが日常生活を営む上でどうしても発生してしまうごみですが、ごみステーションに回収されずに残されているごみを見かけることが度々あります。ごみの分別や減量化について、住民に再確認することが必要ではないでしょうか。

指定のごみ袋に正しく分別していない場合や、空き缶、瓶、ペットボトルなどをごみステーションの専用の容器に入れていない場合など、ルールが守られていないことがあります。

この地域は分別の種類が19種類と特に多く、他の地域から転入された方から、大玉村はごみの出し方が難しいという声を聞くことがあります。住民への効果的な啓発活動が必要だと考えますが、具体的にどのようなことができるのでしょうか。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 5番議員さんにお答えをいたします。

私たちのいる安達地域は、ごみの分別が細かく難しい反面、ごみの減量化やリサイクルに関する取組について非常に評価されていると認識してございます。

この取組を継続していくため、転入された方には転入の手続の際に、ごみの分け方・出し方の冊子を配布しており、また、年間を通して広報紙やホームページなどでも周知を行っているところでございます。

なお、現在、全戸配布しているごみの分け方・出し方の冊子につきましては、今年度、内容の見直しを行っておりまして、分かりやすく内容を充実させ、ごみ分別のさらなる啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

また、村では今後ごみ減量化の取組の一環として、食べ残しを減らすことを目的に、懇親会などの最初の15分と最後の15分を席を立たずに食事をする時間を設けるダブルクォーター運動、英語で15をクォーターと表すことから、前後でダブルクォーター、それから食べるに引っかけで食おうたー、ダブルクォーター運動を通して、商工会や飲食店と連携を図りながら周知啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 5番。

○5番（渡邊啓子） ごみの量の中で、やはり一番多いのが生ごみであると言われていすので、食べ残しを減らすダブルクォーター運動、こちらはすばらしい取組だと思います。

村の公式ホームページには、ごみの分別の種類や、1つの品物でも使い終わると何種類ものごみに分けられる例として、缶入りクッキーと仕出し弁当の分類の仕方がカラーのイラストで大変分かりやすく掲載されています。

私自身、ごみの分別については頭に入っていたので、ホームページでわざわざ調べたことはなかったのですが、今回この質問をするに当たり、改めて調べてみると、最初、ホームページのどこに載っているのかが分かりませんでした。そして、非常に分かりやすく、詳しく載っていることに驚きました。

まずは、ごみの分別については、村ホームページの「くらし」のところに詳しく載

っていることをお知らせすることが大事なかなと思いました。

分別については、スマートフォンやタブレットで簡単に調べられますが、それらができない方たちへの課題が残ります。担当課の職員さんが地域のサロンやふれあいセミナーへ出向いて、ごみの分別や減量化、資源化のお話をしてくださいますが、それは一部の人が対象です。

先ほど、ごみ分別に関する冊子を全戸配布の予定で、今年度、内容の見直しをしているというお話がありました。

ごみ分別の手引きを何年かごとに配布するのがよいと考えますが、前回はいつ配布したのかと、今後の配布予定はいつ頃かをお伺いします。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 5番議員さんにお答えいたします。

ごみ分別の冊子の作成時期につきましては、現在手元に資料がないのでお答えできませんが、毎年見直しをかけながら配布している状況でございます。

今回の大幅な見直しにつきましては、10月下旬頃、完成を見込んでおまして、12月頃、全戸配布をさせていただければと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 5番。

○5番（渡邊啓子） 12月頃に配布されることを期待しております。

次に、ごみの分別や減量化については、子どもの頃から身につけることが大事です。家庭で教えることはもちろんですが、ごみを減らし、資源として循環する3Rやごみの分別について学ぶ機会は、学校教育ではあるのでしょうか。

3Rとは、すでにご存じかとは思いますが、リデュース、ゴミを減らす、リユース、繰り返し使う、リサイクル、再資源化のことです。

○議長（館下憲一） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 5番議員さんにお答えいたします。

小学校、中学校ともに、授業の中でごみの分別や減量化など、環境問題等について学習をしております。

小学校では図工科において、リサイクルの必要性に気づくこと、また家庭科においては、環境問題、生活排水や不用品、ごみ処理など、環境と関わる学習を行っております。

例えばですが、ごみはどうやって生まれ変わるのか、リユース・リサイクルなどを考えること、また、どんな決まりがあるか、分別リサイクルマークなどを考える、外国ではどのようなことに取り組んでいるのか、どうやってごみを減らしているかなどを考える、また、自然環境への影響、水・土・海の汚れなどを考えることなどがあります。

また、社会科見学などで、4年生だと思うんですが、本宮市にある、もとみやクリーンセンターを実際に見に行くなど、学習を行って、ごみの分別やリサイクルの現場を見る機会があります。

さらに、総合学習の時間を活用した学校周辺のごみ拾いなどを児童が行うことで、ごみの分別や減量化へもつながる活動なども行っております。

次に、中学校では技術・家庭科において、地球温暖化、大気・水質汚染、ごみ問題などの環境問題に対する問題を考えること、またSDGsの学習を行っております。

さらに、小学校同様に総合学習の時間を活用した学校周辺のごみ拾い、環境美化活動を行っております。

また、生徒会活動としてアルミ缶回収活動を実施するなど、自分たちで考えて行動する活動も行っていて、家庭でもリサイクルが重要であることを話し合うなどのきっかけになっております。

以上です。

○議長（舘下憲一） 5 番。

○5 番（渡邊啓子） 小中学校の詳細な学習状況、ありがとうございました。

子どもたちは学校でいろいろな教科で、環境問題について様々な学習をしていることが分かりました。私たちよりよほど学んでいるのかなというふうにも思います。

一人一人のさらなるごみの減量化や、環境への意識向上が図られれば幸いです。

既に利用されているかもしれませんが、環境省のホームページには、このような「3Rまなびあいブック」というものが掲載されております。

子ども向けと大人向けがあり、子ども向けはイラストやクイズなど、子どもたちが楽しみながら学べるようになっております。タブレットで学習するのもよいかと思いました。

さて、最後の質問に移ります。

私がこの質問をするのは3回目です。

役場裏のごみステーションの現状と今後をどのように考えているのでしょうか。

今日はとてもきれいに整然とされているように見受けました。

地域の組に入っていない世帯は、ごみを直接もとみやクリーンセンターへ持ち込むか、役場裏のごみステーションに出してもよいことになっておりますが、特に資源ごみや不燃ごみの収集日の朝は、役場周辺が交通渋滞して通行に危険があります。

私の息子も、通勤時に路肩に駐車している車がごみ出しのために急にドアを開けたので、ひやりとしたことがあると言っています。

令和4年に私はもう少し広い場所に移転するか、もう1か所設置できないかと提案しましたが、まずは現在の利用者を含めた新規居住者の皆さんに各地区の組織に入っただいて、地区のごみステーションを利用させていただくよう推進していきたい。村全体のごみの減量化、資源化を広く呼びかけ、役場裏のごみステーションについては、状況の推移を見極めて検討していきたいという答弁をいただきました。

この2年後の令和6年にも状況の推移がどうなったか質問しましたが、前回の質問時からごみの量の大きな増減はなく推移している。適正なごみの分別の推進や、各地区のステーション利用の呼びかけを引き続きしていまいりたいということでした。

現状維持では、ごみの量が限界を超えているように見えます。特に、ごみの量に対

して場所が狭く、利用者が多いのです。

通り道で目につくせいか、地元住民だけでなくいろんな人から、あのごみステーション、何とかならないのかと言われることが多々あります。

もともとは役場のゴミステーションであったことは存じております。それが、組がないところにぽつんと家が建ったりした場合に、致し方なく役場のゴミステーションを利用していただくことになったというお話も伺っております。

近年では組に入らない人や組を抜ける人が増えています。現状と今後をどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 5 番議員さんにお答えをいたします。

議員さんおっしゃるとおり、役場裏のごみステーションは、役場から出るごみの集積所として設置したものでございますけれども、現在は組に加入されていない方、組に加入していても利便性から利用する方など、様々な方が利用されている状況でございます。

また、ごみステーションの維持管理は役場職員が行ってございますが、分別のルールやごみ出しのマナーが守られないケースがありまして、対応に大変苦慮している状況でございます。

こういった中で、新たな場所に移転、もしくはごみステーションを増やした場合、ごみ出しのルールやマナーの悪化、それから維持管理の負担の増が懸念されるところでございます。

原則として、居住地域のごみステーションの利用を推進していくとともに、引き続きルールやマナーの向上、ゴミ減量化を図るための啓発広報を行ってまいりたいと考えております。

なお、ルール・マナーの向上・改善が見られない場合には、管理上のカメラの設置なども今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 5 番。

○5 番（渡邊啓子） ルールを守らない方がいらっしゃる場合、維持管理の負担が増す。担当職員さんのご苦労が垣間見えます。

また、ルールやマナーの向上が見られない場合は、カメラの設置も考えているとのことです。

ステーションの場所を拡大したり移転したりするのが難しく、取りあえず現状維持でいく考えだとすれば、本来は役場のごみステーションですから、一般のゴミは出せませんと、いささか強引ですが一線を引いて、もとみやクリーンセンターへ自己搬入するか、組に入らない場合は地域のごみステーションに幾らかの管理費を納めて、ゴミを出させてもらうようにしてもらうというのはどうでしょう。

その場合、地区のステーションに相談があった場合は、ご協力くださいと村から各ステーションに協力を呼びかけるのも一つの方法ではないかと考えますが、最後に村

長のお考えをお伺いします。

○議長（館下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 5 番議員さんにお答えします。

大変難しい問題です。

地区のごみステーションにお金を出して受け入れるかどうかということについては、今までの経緯から見ると、組に入らない限りは多分、地区のほうで拒否するだろうと。これ、非常に実現性が難しい話です。

それから、場所を変えるという場合でも、役場敷地内に設置しなきゃいけないと。そうすると、あれだけのスペースを保健センターの前とか、ほかの支援センターの前に設置することは場所として少し無理があるということで、検討はしましたが、なかなか移設は難しいということと、現時点では、お願いをしてクリーンセンターに持って行っていただくということが最良ですが、その場合には、やはり一番心配されるのはごみのポイ捨て。

これを規制することによって、その辺の道路とか、山とかに大量にごみが捨てられる可能性があります。過去の例によると、そういうものが非常に多かったと。最近は、山とか道路脇にポイ捨てというのは非常に減ってきておりますので、それらを総合的に勘案すると、現時点ではなかなかすぐに解決策が取れないと。

ただ、収集日でないときにぼんと入れていく、そういうルールを守らない人がいますので、防犯カメラは設置したいと思います。

そういうことで抑止をしながら、そしてできるだけルールを守っていただいて、お願いするのは、やはり組に入っていただくということは引き続きお願いをしてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（館下憲一） 5 番。

○5 番（渡邊啓子） クリーンセンターが最良ですが、心配なのはポイ捨てということですね。

道路脇のステーションでは、その地区の人かどうかは定かではないのですが、分別されていない、レジ袋にまとめて入っているごみがぼいと置かれていくのが困るという声もあります。

組に入ってもらうのが確かに最良ではあります。

中には、親の代から組に入っていた方が、勤務が夜勤や土日の出勤もあり、組の行事に参加したり、役員を引き受けることが難しいので組を抜きたいと考えているが、抜けた場合、役場のごみステーションにごみを出させてもらえないかというような相談もあると聞いています。その場合、組の役員さんと相談してくださいと答えているということです。

村の方針として、組に入らなくても、相談があった場合は協力を呼びかけていただければ、うちのほうでは受け入れられませんというステーションが出てくるかもしれませんが、非常に難しい問題ですが、日本で最も美しい村連合に加入している村と

して、役場裏のごみステーションは再検討をお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舘下憲一） 以上で、5番渡邊啓子くんの一般質問を打ち切ります。

9番佐原佐百合君より通告がありました「プログラミング教育の推進について」ほか1件の質問を許します。9番。

○9番（佐原佐百合） 9番佐原佐百合です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告いたしました2件について質問をいたします。

質問の初めに、昨日は、傍聴に来ている大山小学校の6年生と議会の意見の広場ということで、開催させていただきました。とても私自身、貴重な経験をさせていただきました。

とても元気で、積極的に発言をしたり、書いてもらったり、また発言をしなくてもきちっと黙って、ばらばらになった付箋を黙ってそろえて置いてくれたり、仕分けをしてくれたりという姿もありまして、とても有意義な時間になりました。

この場を借りて、先日お礼がなかなかできませんでしたので、お礼をしたいと思います。先日はお世話になりました。

それでは、質問に入りたいと思います。

プログラミング教育の推進について質問をいたします。

インターネットや人工知能、AI、急激な加速の発展により、世界中がすぐにつながる時代へと社会は大きく変化しています。こうした予測困難な時代を生きる子どもたちは、あふれる情報の中から正しいものを見極め、自ら考えて行動する力が求められているそうです。

私はこの4月にこのチラシを見て、どういうことと思いました。書いてある内容は、「プログラミングが必修化されて5年、成果は出ていますか。教員の負担を増やさずに子どもの教育格差をなくす方法とは」という、私が想像していなかったようなことが書かれていました。

文部科学省のプログラミング教育に関する資料を調べてみたら、なぜプログラミング教育が必要なのかということで、1つの理由が書いてありました。

IT技術の進歩や産業の変化、情報化やグローバル化といった社会的変化が人間の予測を超えて進展、進化した人工知能が様々な判断を行ったり、身近なものの働きがインターネット経由で最適化されたりする時代の到来、社会や生活を大きく変えるとの予測が2020年にされていました。

でも、もうここから5年、6年たちましたが、今もうAIというのは、皆さん多分使われていらっしゃると思うし、子どもたちも使われているのではないかと思います。

その中で、オックスフォード大学の准教授が今後10年、20年程度で半数近くの仕事が自動化される可能性が高いと言っています。

今、学校で教えていることは、時代が変化したら通用しなくなるのではないかと、人

工知能の急速な進化が人間の職業を奪うのではないかと不安の声ということで、文部科学省が資料として配布しているのを見て、私は自分の情報は古いんだな、自分の時代の教育と全く違う、今、教育が始まったんだなというのを改めて実感しました。

I T時代を生きる子どもたちの未来は、果たして従来の教育で大丈夫なんだろうかという、そんな疑問にもなりました。

このような背景があり、2020年から小学校のプログラミング教育は必修化され、翌年2021年には中学校の技術科でプログラミングを拡充、2020年には高校の必修科目情報Ⅰの新設、2025年大学の共通テストの情報の新設ということで、全く私の知らないことが進んでいたんだなと思って、総務文教常任委員会の委員長としてすごく反省をいたしました。

また、大玉村の教育ビジョン後期計画、こちらを確認したら、学習指導要領で学習の基盤となる資質・能力と位置づけられた情報活用能力について、教科など横断的にその育成を図るとともに、プログラミング教育やデジタル・シティズンシップ教育を推進すると書いてありました。

また、今のような内容を保護者の方々に話をすると、何を目的に学んでいるのか知らなかった、これからも必要な学習だとは思いますが、どのようなことを行っているのか分からないという声がありました。

一方で、授業の中に取り入れられることから、教員の負担を心配する声もありました。

保護者の方は何をやっているのかというのはお答え、やっぱりできなかったのも、子どもたちも協力して教えてくれました、私に。基本的に、自分がやっているのはプログラミング教育なのかというのは分からない感じなんですけれども、でもみんな楽しくやって、いじっているようでした。

昨日、中学校では、今度の秋にタブレットが新しくなるので、ローマ字入力をできるようにしようというような基本的な指導もあったようです。

未来を担う子どもたちが将来あらゆる分野で活躍できるよう、プログラミング教育の環境を整えることは重要であると考え、質問いたします。

まず初めに、プログラミング教育の目的について伺います。

○議長（舘下憲一） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 9番議員さんの質問にお答えいたします。

子どもたちがこれからの社会を生き抜くため、コンピューターをより適切に、効果的に活用していくことが求められております。

プログラミング教育の目的は、言語や技術の実習だけではなく、論理的に物事を考える力、これをプログラミング的思考といいます、それと問題解決能力を育むことを目指しております。

先ほど申し上げましたプログラミング的思考というところを具体的に説明しますと、自分が意図する一連の活動を実現するためにどのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらよいか、記号の組み

合わせをどのように改善すればよいか、より意図した活動に近づくのかといったことを論理的に考えていく力ということで、これ、なかなか分かりづらいと思うんですが、まずコンピューター、A I もそうですが、全てコンピューターですが、プログラミングをしないとコンピューターは動きません。

ということで、その動かすためにということの今の思考の話なんですけど、例えばですが、A 地点から B 地点まで行くには、どのようなルートが一番早くてミスがないかというようなことを考えるというような考え方になります。

こういったコンピューターを理解して上手に活用していく力を身につけることは、あらゆる活動においてコンピューターなどを活用することが求められ、これらの社会を生きていく子どもたちにとって、将来どのような職業に就くとしても極めて重要なものであると考えております。

以上です。

○議長（舘下憲一） 9 番。

○9 番（佐原佐百合） プログラミング的思考、説明、難しいですね。それを言葉で理解するのはとても難しいと思います。

今の話を私なりにまとめてみると、まずはプログラミング的思考、自分がそのものを動かすためにどういうふうを考えてつくっていくかということを育むこと、それからコンピューターをはじめとする、これ、今いろんなもの、それが情報技術、プログラミングによってつくられていて、そういう世界が、世の中が、そういう機会がどんどん増えていて、そういう社会になっている。

また、先ほど部長も言いましたが、コンピューターを上手に活用して、就職というお話も出ましたが、よりよい社会を築いていければいいのかなというふうに感じました。

プログラミングという言語を学んだりとか、それを使えるように自体を狙ったものではないというところは、私もいろんな資料を読んでそこだけは、自分も話が上手ではないのでなかなか伝えられなくて、プログラミング教育はプログラミングをできるようにすることではない。プログラムをつくることではない。そこを子どもさんたちに伝えるのは、なかなか難しいと思いましたが、一応、基本ですので目的を聞かせていただきました。

次に、村内での小中学校の実施状況や課題をどのように把握して、もし課題があるとしたら今後改善が必要と考えているかお伺いいたします。

○議長（舘下憲一） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 9 番議員さんの質問に再度お答えいたします。

先ほど申し上げましたプログラミング教育については、村では現在、各小中学校において、専門の指導主事の先生による支援の下、村の計画、先ほど議員がご指摘された大玉村教育大綱、大玉村教育ビジョン後期計画に基づきまして、I C T 教育、こちらにもコンピューターやタブレットなど I C T を活用した教育であります。こちら、さらに D C 教育、デジタル・シティズンシップ教育として実施しております。

なお、村内の各小中学校においては、現在1人1台タブレット端末、iPadが配置され、授業や家庭学習において活用されております。

また、今後の課題や改善が必要な点につきましては、大きく5点ほどあります。

まず、1点目が科目教科の学習時間の減少と、先ほど指摘があった先生方の負担の増加。

2つ目がプログラミングで使う教材の不足。

3つ目がデジタル・シティズンシップの啓発、安全なネットの利用などです。

4つ目がコンピューターを使うことによって手書きする機会の減少。

5つ目がメディアバランスを適切に行うことなど、必要に応じて対策を行いながら実施しております。

以上です。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） 子どもたちも書けないと思うので、もう一回お願いいたします。

私も書き取れませんでした。

○議長（館下憲一） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 9番議員さんに再度お答えいたします。

早口で申し訳ございませんでした。ゆっくりということで、大きく5つの今後の課題ということで、1つ目が科目教科の勉強の時間、学習の時間の減少と先生方の負担の増加です。

2つ目がプログラミングで使う教材、教科書とかの資料です、こちらの不足。

3つ目がデジタル・シティズンシップ教育、DC教育と略しますが、DC教育の啓発ということで、こういったものかというのを啓発ですから知らせるということです。安全なネットの利用などの方法とか、こちらが課題。

さらに、4つ目として、パソコンを使ってしまうので、皆さん鉛筆とかを授業で使っていると思うんですが、そういった手書きをする機会が少なくなってしまうこと。

最後に5つ目が、メディアバランスを適切に行うことです。

このメディアバランスを適切に行うことだけ補足したいと思います。

メディアというとイメージがつくか分からないんですが、具体的には情報を記録・伝達・保管する手段ということで、よくテレビ、マスコミとかというイメージがありますが、そちらのメディアに触れる時間、結局お家で何時間テレビを見ましたかとか、タブレットを見ましたか、インターネットを見ましたかということだと思うんですが、メディアに触れる時間を自分で調整してバランスよく取り組むこと、ゲームの依存症などを防ぐ、30分に1度は目を休めたり遠くを見たりすることで、目の健康も自分で配慮するようにすることと、こういったメディアバランスを適切に行うことが課題ということで、この5つの課題であります。

以上です。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） 5つほど課題を挙げていただきました。

では、その中で教育委員会として、特にこの課題に対しては具体的にこんな改善、例えば見直し、そんな必要があると考えていることがあればお聞かせください。

○議長（舘下憲一） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 9 番議員さんに再度お答えします。

今の課題について様々な解決方法があると思うんですが、現在、大玉村で先ほど申し上げました I C T 関係の専門の指導主事の先生を配置しております。

これは他の市町村になく、大玉独自でということで、先生のほうが小学校、中学校において、実際に皆さんに教壇に立って授業でお話をしたり、さらには先生方の授業において、どんな形でプログラミング的教育のところにつなげられるかというところをお話しできるというような機会が設けてありますので、こちらが大きな改善点と考えてございます。

以上です。

○議長（舘下憲一） 9 番。

○9 番（佐原佐百合） 改善点としては、先ほどの I C T 支援員を配置をして、先生方と相談しながら進めているということで、次の 3 番目の質問に入るんですけども、保護者の皆さんも教員の負担、それだけでなく大変そうに見えるけれども、その中でまた負担、増えちゃうんじゃないかという心配する声もあります。

先ほどもダブってしまうんですけども、教員研修や I C T 支援員の活用、あと先ほど 2 番目に言っていた教材不足、教科書だけなのか、教材や I C T 環境の整備など、私、この後のほう、支援員の話は今お伺いしたので、教材とか I C T 環境の整備など、どのような支援を行っているのかお伺いします。

もうちょっと先ほどの教材不足について、具体的に分かればお伺いします。

○議長（舘下憲一） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 9 番議員さんにお答えいたします。

先ほど支援員の方を先に言ってしまって申し訳ありませんでした。

教材や環境ということなんですが、まずは現在使用しています、学校で使っているタブレット端末、i P a d ですが、まずこちらが古くなってきているということで、現在 6 年目を迎えておりますので予算にも上げて、今回の定例議会にも議案として上がっておりますが、今年度中に、10 月以降目標としていますが新しいタブレット、こちらの機器の更新を、購入のほうを予定しております。

こちら、今現在 i P a d というものを使っているんですが、今度はグーグルでつくっている Chromebook といったタブレットのほうに買い換える予定でおります。こちらはちょっと一回りぐらい大きいんですが、今までのものとちょっと違うものになります。

また、こういった新しい機器が入りますので、先生方を対象としました新しいタブレットの使用方法などについても研修をしたいと考えております。

それについては、I C T の先ほどの支援職員を中心に行いますが、また適宜外部の専門講師、一昨年はグーグルから講師を招いたこともあるんですが、そういった外部

講師を呼んで研修のほうを実施するといったことも考えております。

ということで、まず環境の整備としては、新しく機器の更新ということを予定しています。

以上です。

○議長（舘下憲一） 9 番。

○9 番（佐原佐百合） では、先ほど言っていた 2 番目の教材不足、その教材の部分は特にないのですか。

○議長（舘下憲一） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 9 番議員さんにお答えをいたします。

教材という意味の解釈ということになるかと思いますが、一番低学年の子どもたちなどであれば、実際にプログラムをすることによって、何か目に見えて物が動くというようなことがあると分かりやすいというところはあります。

段々と学年が進んできますと、画面上での動きであったり、画面上での数式の処理であったりというのができるようになるというのが、そういったところで目に見えるというのもあります。

こういった、物ではなくて画面上で見られるようなものについては、インターネット上にたくさんのフリーの素材も含めまして、教材は数多く提供されておりますので、そういったことを有効に活用しつつ、学年の発達の段階によっては物理的な教材というんでしょうか、そういったものが必要な部分については、教育委員会としても学校と連携をしながら充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（舘下憲一） 9 番。

○9 番（佐原佐百合） 教材ということで、見えるものだけではなく、画面上でということでしょうが、文部科学省とか、先ほどのチラシ、格差がないのかというところでいろいろ今回、調べてみたんですけれども、プログラミング教育の具体的な内容が明確になっていないらしいので、各学校の考え方や工夫に委ねられているというふうに伺いました。

そうすると、私、今回、他校の事例なんかで、実際に小さなロボットなどを活用して自分が作ったプログラムで、先ほどお話、出ていました現実の物を動かす体験的な学習が子どもたちの試行錯誤をより深くするという事例を知りました。

画面を飛び出して、その画面を見るだけではなくて、画面から飛び出してロボットが予想と違うように動いたら、何でとみんなでそれを考えたり、ではどうしたらいいんだろうというふうな話し合うことが生きた学びになると言われているというふうにちょっと調べました。

本村では、今の感じだとやられていないと思うんですが、今後こういったロボットなどを活用して、一步進んだ体験型のプログラミング学習なんか導入する考えはありますか。

○議長（舘下憲一） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 9 番議員さんにお答えいたします。

今、議員さんご指摘のように、プログラミング教育については全国各地で様々な展開がされております。

本村につきましても、どのようなことができるかということを今、検討はできると思うんですが、各学校の教育環境もございます。

カリキュラムというか、教育計画に基づいてやっているようなところもございますので、身近にそういった I C T に特化した企業とかがありましたら、ちょっと協力を求めてやることもできるんじゃないかなと考えてございますので、そういった情報収集に今後、努めて、できれば独自に何かできればいいのかなと思っておりますが、現在のところは計画としてはございません。

以上です。

○議長（舘下憲一） 9 番。

○9 番（佐原佐百合） 先ほど教育長からも、物理的な教材というのがこういうものではない、こういうものということですよね。

村内にはロボットを造っている会社もあって、実はその企業に、別な子どもたちなのですが、ロボットを操作させていただきました。廃炉で使っているロボットのデモなんですけれども、子どもたちがどんどん、これがこう動くには、では障害物をつくったらとかと言って、時間が全然足りないぐらいすごく興味を持って、相談しながらやっていた姿を実際、見ているので有効なものではないかと思います。

一人一人に与えるものではないので、1 クラスに1 時間だけあればいいとしたらそんなにたくさん買う必要がないと思います。

教育委員会、予算が少ないとか、ないといううわさも聞くんですが、大玉村は給食費とか、制服の無料とか、保護者に対する手厚い支援はあるんですが、こういった子どもたちへの支援もあってもいいのかと思います。

村長の考えをお伺いします。

○議長（舘下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 9 番議員さんにお答えします。

プログラミング教育というのは2 つありますので、ソフトを使う力をつけるのが最終的には、目標だと。ですから、プログラムを一から作り上げるというのは非常に時間と能力が必要になります。

国のほうでは、世界の I C T に追いつくためには、社会人になったらこれだけのものが必要だと。それを大学でここまで必要だと。高校はここまで、中学校はここまで、小学校はここまでと上からずっと下ろしてきたら、小学生にもプログラミング教育が必要だということなので、私はこれには少し疑問を持っているところがあります。

ですから、プログラムをつくるという教育、一から、言語で C 言語とか R E L A X とかいろんな言語でプログラムをつくっていきますから、小学生がプログラミングをつくるという教育ではなくて、プログラミングを理解する教育ということであれば、非常に有効だというふうに考えているので、プログラムでソフトは動くんだというこ

とを小学生が理解する、中学生が理解するというのは非常に有効だと思っています。

大玉中学校が台湾の桃園市の中学校と、大竹國民中学と友好都市を結んでいます。3年か4年前に訪問したときに、子どもたちが教室でドローンを飛ばしているんです。小さなこういうドローンを教室、ああいう狭いところで飛ばしている。

これ、どうしたのと言ったら、中学生がそのプログラムをつくってドローンを飛ばしていると。これはプログラムを組み立てるのではなく、ソフトとして入れ込んでいます。どこを飛ばす、どこで止まるとか。

そういうのは非常に有効だなと思ってきましたので、予算を伴うことでもありますので、教育委員会のほうでそういうものが導入可能かどうかは検討をいたしたいと思っています。

以上です。

○議長（舘下憲一） 9 番。

○9 番（佐原佐百合） 大玉の学校にいればこんなこともできるということが実現できればいいなと思います。

もう皆さんが帰る時間になってしまうので、ちょっと早口でいかせていただきます。では次、（4）の質問に入ります。

本日傍聴に来てくれた子どもたちをはじめ、大玉村の児童生徒にプログラミング教育を通してどのような力を身につけてほしいと考えているのか、教育長の考え、もしくは部長の考え、お2人両方でも構いませんのでよろしくお願いします。せっかくです。

○議長（舘下憲一） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 9 番議員さんにお答えいたします。

小学校でのプログラミング教育の目的については、さきの答弁のとおりでございます。

子どもたちに身につけてほしいこと、情報化社会と言われている現代において、よい情報も悪い情報もあります。子どもたちが将来に向けて、正しい情報の活用を理解するための基本的な方法や態度を身につけてほしいと考えております。

さらに、文科省が言っていることではあるんですが、小学校のプログラミング教育で育みたい資質と能力ということで、3つほど挙げられています。

1つは知識と技術です。これは、コンピューターがプログラムで動いているということや、人がつくっているということを理解する。

2つ目が学びに向かう力と人間性です。これはコンピューターを上手に活用して、よりよい社会を築こうとすることです。

3つ目が思考力、判断力、表現力です。こちらはコンピューターが理解できる命令を組み合わせてそれをコンピューターに命令すること。先ほど村長が言っていたことがこれかなと思っています。

ということで3つ、もう一回繰り返します、早かったのです。

1つ目が知識及び技能、2つ目が学びに向かう力と人間性、3つ目が思考力、判断

力、表現力ということです。

以上です。

○議長（舘下憲一） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 概要については、今、部長が答弁申し上げたところですが、このプログラミング教育も含めまして、子どもたちに身につけてほしい力というのは、将来的に自分で考えて判断をして、複雑な社会の中でしっかりと生きていく、生き抜いていく、そういった力が最終的な目標ということになるかと思います。

プログラミング教育も含めまして、それらはそこにたどり着くための一つの手だ立て、ツールであるというような考えかと思っておりますので、子どもたちには最終的に自分の力でしっかりと生きる力、生きていける力、これを身につけてほしいというふうに考えております。

以上です。

○議長（舘下憲一） 9 番。

○9 番（佐原佐百合） 本日、皆さんからいただいた答弁により、プログラミング教育の目的であったり、取組の状況、課題、身につけてほしいことなどが分かりました。

子どもたちに必要な力を育むためには、学校現場の努力だけではなく、私たちもみんなと一緒に考えていかなければいけないのかなとは感じました。

私たち議会には、そのような教育環境を整えるためにどれだけの予算が必要かをしっかりと話し合い、決定すること、先ほどもロボットを実現したらいいなんて個人的には思っておりますが、ぜひ実現につなげられたらいいなと思っております。

子どもたちの学びを支えていく重要な役割も持っておりますので、本日傍聴に来ている6年生の皆さんにも、議会には皆さんの学校生活を応援するための予算を決める役割があることを少しでも知っていただけたらうれしいなと思います。

今後も本村のプログラミング教育が子どもたちの学びや成長につながるよう、さらなる充実を期待し、私の1個目の一般質問は終わります。

○議長（舘下憲一） ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時20分といたします。

（午前11時02分）

◇

◇

◇

○議長（舘下憲一） 再開いたします。

引き続き、佐原佐百合君の質問を許します。

（午前11時20分）

◇

◇

◇

○議長（舘下憲一） 9 番。

○9 番（佐原佐百合） では、2つ目の質問に入ります。

ハザードマップの更新と活用についてです。

本村では今年度、新たに百日川の水害ハザードマップの作成が予定されています。

一方、防災気象情報の見直しにより、令和6年に発行されたハザードマップの一部

には、現在の情報と異なる内容が含まれています。

また、ハザードマップは全戸に配布されているものの、住民が内容を確認して実際の避難行動に活用する機会は、必ずしも多くない状況にあると思います。

近年、全国各地で豪雨災害が頻発しており、住民一人一人が自宅周辺の危険箇所や避難経路を日頃から確認し、いざというときに適切な避難行動を取れるよう備えておくことが重要だと思います。

本村には水害、火山、地震、ため池の4種類のハザードマップがあります。これらを配布して終わりにするのではなく、住民一人一人が自宅周辺の危険箇所や避難経路を理解し、いざというときに適切な避難行動につなげられるよう、防災意識の向上と活用促進を図ることが重要と考え、質問いたします。

初めに、今年度、新たに作成する百日川の水害ハザードマップに併せて、防災気象情報の見直しによる変更内容の概要をハザードマップに反映して、村民へ周知する考えなどはあるのか。ちなみに、福島県のこのマイ避難シートのノートは、たくさん印刷してしまったので、口頭で説明するだけだそうです。

本村について伺います。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 9番議員さんにお答えをいたします。

令和6年度に発行いたしました現在のハザードマップは、リングファイル形式で作成しておりますので、今年度作成する水害ハザードマップを追加でファイルにつづれるようにして、気象情報等の変更となった部分につきましても、以前作成したものと差し替えを行っていただくといったことを考えてございます。

また、完成品につきましても、ホームページや今後実施予定の公式LINEなどで周知を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） ありがとうございます。そうしていただけると助かります。

ちなみに、完成時期というのはいつ頃を予定しているのでしょうか。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 9番議員さんにお答えいたします。

今回の百日川、それから七瀬川のハザードマップにつきましては、完成は年度末を予定してございます。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） 今度の防災訓練に間に合うのかと思っていたのですが、年度末だったんですね。しっかりと時間があるので、作っていただきたいと思います。

次に、ハザードマップを実際の避難行動に生かすためには、住民が自宅周辺の危険箇所や浸水想定区域と避難経路などを理解しておくことが重要だと考えております。

行政区や自主防災組織と連携し、ハザードマップを活用した学習会や説明会を実施

する考えはないか伺います。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 9 番議員さんにお答えをいたします。

各行政区、それから自主防災組織への説明会、こういったものにつきましては、要請に応じまして担当の職員が訪問して、現在も行っております。

また、9 月に実施予定の防災訓練で、これまで作成したハザードマップ、これを利用して自分の住んでいる地域を確認していただくなど、説明を行う予定となっております。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 9 番。

○9 番（佐原佐百合） それ、次の質問の答弁だったかななんて思うのですが、でも今、要請があれば担当職員のほうが来ていただけることということで、ぜひうちのほうも機会があればお願いしようかなと思います。

家族だけで話し合うよりも、意外と近隣の地域の人たちと話すと違った視点があって、今回、私たちでは横堀平の人たちとマップを確認したときは、単純にあそこの集会所に避難すればいいのかなと思ったら、あそこは土石流が来る可能性があるから改善センターに行かなきゃいけないんだよと、あそこまで何で行ったらいいんだべないと、ああ、そういうことなんですねとか、あと 16 区の人たちは、どちらかというと高速の東側の人たちは、私たちは災害があったら北部ふれあいセンターへと思っていたんですけども、火山のときは北部ふれあいセンターは周りが駄目、孤立しちゃうから俺たちは北部には行けないんだよ、どっちかといったら 13 区、大山公民館に世話になるか、16 区なんだよという、地域を越えて話をするとすごく大事ななというのを感じています。

ぜひ大きな防災の訓練とかフェアではなくて、やはり自主防災組織じゃないとしても区単位であったり、組単位でというのは積極的にちょっと働きかけていただけるといいなと。

私たちには知識がないので、やはり自主防災組織、自分たちでやってくださいと言われても、どうやって情報を集めていいかわからないので、まめにとは言いませんが、年に数回、こんなことはどうですかという提案も役場のほうからあってもいいのかなと思います。

今、私たちは子ども向けの訓練を考えていて、どこに相談したらいいんだろうと、いつも防災の担当のところの脇を通りながらちょっとやっているんですけども、なかなかいろんなプログラム、何があるんだろうというのが探し切れないところがあるので、ぜひ情報を出していただければと思います。

あとそれから、過去の災害の話合いもしたいなと思うときがあるんですけども、ハザードマップは何かを基に多分つくっているんですけども、過去の写真は意外となくて、うちの地域はあれだけ氾濫していたのにもかかわらず、誰も写真を持っていないで、そうか、その頃はスマホじゃないから、だから役場なんかで写真とかがある

ようだったら、そういうのを使ったハザードマップと照らし合わせてというのも地区でやっていただけたらなんて思うので、ぜひよろしくお願いいたします。

その辺について考えをお伺いします。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 9 番議員さんにお答えいたします。

ただいま議員さんおっしゃった写真、そういったものの記録を残していくことは大変重要だと思います。

例えば今回の防災訓練においても、そういった写真があれば展示するなど、過去の災害をもう一回振り返り、現在を再確認する、そういった機会を増やしていければと考えております。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 9 番。

○9 番（佐原佐百合） 必ずしもそれと同じようなことが起きるわけではないとは思いますが、教訓としてそういうものがあつたら本当に助かるなどと思っております。

次に、9 月に予定されている、この答弁、終わっちゃったような気がするんですが、村全体の防災フェアですね。防災フェアについて、4 つのハザードマップを活用しながら避難経路や避難先を確認するなど、住民が体験しながら学べるより実践的な訓練を取り入れる考えはあるか伺います。

先ほどちょっとご説明はありましたが、それ以外に具体的に考えられること、全体の防災フェアも含め、お聞かせいただきたいです。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 9 番議員さんにお答えをいたします。

今年 9 月に実施予定の防災訓練につきましては、参加された方が防災を身近に感じてもらえるような防災体験、それからハザードマップの掲示説明、防災用品の展示などを行う予定となっております。

今回の防災訓練につきましては、形式ばったものではなくて、楽しみながら防災を学べるイベントといった形にしたい考えでございます。お子様にも参加していただき、楽しんでいただけるような内容を検討してまいりたいと考えております。

それから、実践的な防災訓練につきましては、それぞれの地域で地域の実情に合った訓練を行うといったことが重要であると考えてございますので、今後、実施に向けて取組を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 9 番。

○9 番（佐原佐百合） 実際の訓練とは、地域の事情に合わせて地域地域で今後、防災フェアとは違うときにやっていくという理解でよろしかったでしょうか。

先ほど部長が言いました楽しみながら防災を学べる、子どもと共にとということで、そうなるとたくさんいろいろ考えられると思います。

ハザードマップ、たくさん種類あるので、よく分からないけれども、スタンプラリー

一形式だったり、あと避難ゲームだったり、あとは自宅のリスクを確認しながらクイズとか、たくさんあると思うので、ぜひそんな楽しいフェアになることを願っております。

あわせて、今、結構デジタルが、紙ベースではなくて、もちろん紙ベースも大事です、使えない人もいるので、その場で広げるのはいいんですけども、デジタルも今、見る方が増えてきています。

デジタルは更新がすぐできちゃうので、防災・気象情報ももうすぐ変わっております。私も大雨のときに何を利用したかといったらやっぱりスマホでした。

ただ、見る人が多くて多分パンクしちゃったと思うんですけども、安達太良川と杉田川、あと百日川にもついていると思うんですけども、カメラがついていて、それで随時、杉田川の水位の情報を確認して、もうちょっとだ、もうちょっとだなんて言っていたら動かなくなってしまうって、後日確認、もう多分何年もたっているのが今は改善されていると思うんですけども、一気に見る人が集中したらしくて見られなくなったということもありました。

なので、あわせてやはりアプリのほうも、多分、県で来てくれると思うので、アプリのほうも操作の仕方であったり、こういう使い方もあるよみたいなのがあってもいいとは思いますが。紙ベースも大事ですが、そちらを普及させていくことも若い人たちには必要なのかなと。

遠くにいてもすぐ見られるので、仕事中に自分の家の近辺、どうなっているんだろうという確認ができたりとか、今、アプリの中に結構情報があるので、ぜひ利用していただければと思います。

ハザードマップは作成して配布することが目的ではなく、住民一人一人が自ら命を守るための行動につなげてこそ、その役割を果たすものと考えています。

災害はいつどのような規模で発生するか予測がつきません。だからこそ国の補助金を含め、貴重な財源を投じて作成しているハザードマップですから、決してただの紙に終わらせてはいけないと思います。

村民の命を守る生きた道具として活用し、住民一人一人の防災意識の向上と災害に強い村づくりに向け、より実践的な防災対策の充実を期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（舘下憲一） 以上で、9番佐原佐百合君の一般質問を打ち切ります。

6番斎藤信一君より通告がありました「地域活性化起業人制度推進要綱による派遣に関する協定の検証について」ほか2件の質問を許します。

6番斎藤信一君から事前に申出があり、資料の配付を許可しております。6番。

資料の配付漏れはございませんか。6番。

○6番（斎藤信一） 6番斎藤信一です。

さきに提出した3件について、議長の許可を得ましたので、一般質問を始めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初の質問、地域活性化起業人制度推進要綱による派遣に関する協定書

の検証についてということなんですけれども、大玉村では令和8年3月24日付で create company 株式会社と地域活性化起業人制度推進要綱による派遣に関する協定を締結し、総務省の地域活性化起業人制度を活用した取組を進めています。

この制度では、同社社員が新規就農者確保プロジェクトCEO補佐官として活動し、農業振興の新規就農者確保、地域課題解決などに取り組むとされております。

本制度は最大で年間560万円の特別交付税措置が講じられる制度であり、村の直接負担が見えにくい一方、原資は国民の税金であることに変わりはありません。そのため、実効性、成果、費用対効果、契約の透明性について議会としてしっかり検証する必要があると考えます。

さらには、他自治体では官民連携事業や企業版ふるさと納税等をめぐり、公金支出や委託構造の不透明性が問題視された事例もあります。大玉村においては、同様の構造を未然に防ぐという観点が極めて重要であると考えております。

以上を踏まえ、今回、新規就農者確保プロジェクトCEO補佐官として配置される人材について、農業分野での専門性、実務経験、実績をどのように確認したのか伺います。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6番議員さんにお答えいたします。

今回 create company さんと協定締結を結びました。こちらにつきましては、昨年12月に今回協定を締結した企業を含め3者において企業プレゼンテーションを行っていただき、その協議の結果、決定したところでございます。

新規就農者確保プロジェクトCEO補佐官でございます石部敦子さんにつきましては、昨年度まで宮城県利府町の地域おこし協力隊中間支援を担当しておりまして、協力隊20名のマネジメント業務を2年6か月間遂行しているところでございます。

農業分野におかれましては、協力隊で構成される農業企画チームにおいて、農業支援プロジェクトを管理し、梨農家などの担い手不足の課題解決をミッションにキッチンカー事業、飲食店事業、農家支援事業、商品開発事業、料理教室イベントなどを展開されているところでございます。そちらにつきましては、プレゼンテーション等において確認をしてございます。

また、広告やメディア運営など、新規就農者募集に必要な専門的知見もあるということも、同時に確認しているところでございます。

勤務日数につきましては、総務省の地域活性化起業人制度推進要綱及び大玉村地域活性化起業人設置要綱により、受入自治体の開庁日の半分以上と定められておりますので、農業振興公社の開庁日の半分以上を超える勤務を調整しているところでございます。

勤務実態につきましては、毎月の活動状況報告書の提出、日々の業務推進進捗確認により管理をしているところでございます。

○産業建設部長（渡辺雅彦） そこまで言っちゃいました。すみませんでした。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 6番。

○6 番（斎藤信一） 勤務体系なども答えていただきました。ありがとうございます。

勤務実態は今の活動ですけれども、他事業との兼業状況などはどう考えておられるかお聞かせください。

○議長（舘下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6 番議員さんにお答えいたします。

大変失礼いたしました。兼業の関係でございますけれども、大玉村における業務以外は行っていないということで、現在のところ兼業の実態はございません。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） ありがとうございます。

大玉村だけで勤務されるということで、大変ありがたい。そして、専門性だったり実務経験、実績ということで、素晴らしい方がおられるということで、大変いいと思います。

そして、その後なんですけれども、重要なのは人が来た、優秀な方が来られたというのも当然必要なのかもしれないんですけれども、果たしてその人がしっかり成果を出せるのか。そして周りがどういうふうバックアップされるのか。この人材なら農業課題解決に資すると判断した具体的根拠を、ちょっとしつこいですけれども、改めて伺いいたします。

そして、派遣枠を埋めること自体が目的にしているわけではないとは、今の話、聞いたと思うんですけれども、その辺も踏まえて伺いいたします。

○議長（舘下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6 番議員さんにお答えいたします。

大玉村の担い手不足というものは喫緊の課題でございますので、まずはそうした部分に特化した方に来ていただいて、新規就農者の確保というところに努めていきたいというふうに考えてございました。

プレゼンテーションにおきまして、いろいろと3者からお話を伺い、こちらからもいろいろと質問させていただきまして、実務経験がある方といいますとこちらの1社のみでありましたので、今回こちらのほうに決めさせていただいたというところでございました。

もしどこも実務経験がないというところであれば、再度の募集等も検討していたところなんですけれども、create company さんにおいては、実務経験のある方というがいっぱいいらっしゃいましたので、そちらのほうにお願いするということで、協議の結果、決定した次第でございます。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） ありがとうございます。

実務経験がない方ばかりであれば再考していたということで、大変しっかり慎重に進められたのかなと感じております。

次に、協定締結時、何を残し、何を変えるのかを言語化するとの説明がありました。しかし、行政事業においては、伴走、言語化、地域づくりといった抽象的表現だけでは成果検証ができません。

そこで、新規就農者数、定着率、農業所得、関係人口、そして事業化件数など、K P I、重要業績評価指標は設定されているのか伺います。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6 番議員さんにお答えいたします。

新規就農者プロジェクトは、先ほども申しました村の基幹産業である農業の担い手不足、こちらについて危機的な状況であることを認識いたしまして、村の農業と景観を守り続けるための担い手確保、そちらの基盤の形成を目的としてございます。

新規就農者につきましては、農業、畜産業をメインに、地域おこし協力隊を毎年 1 名以上確保したいというふうに考えてございます。

将来の担い手に向けた育成計画を計画しておりまして、また、卒隊後に村へ定着できるようなマネジメント支援、こちらの構築、あと、外部から不安なく就農できる支援体制の構築、こちらのほうを検討していきたいというふうに考えてございます。

また、そのほかにもお試し協力隊やインターン制度を活用しました農業体験、こちらのほうも実施しながら、農業関係人口の増加に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） ありがとうございます。

それぞれ農業、新規就農者定着数だったりそういうので、協力隊のほうを年 1 名という数字はそこだけだったんですけれども、ほかに対して具体的な数字とかは設定されているのか、ありましたらお聞かせください。

そして、今もちょっと話しましたが、3 年間で達成するののかというのは今の話だと思えますけれども、具体的な数字、あれば教えてください。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6 番議員さんに再度お答えいたします。

具体的な数字は、今のところ持ち合わせてございません。

ただ、将来の担い手獲得に向けた育成、マネジメント支援、こちらと支援体制をしっかり構築いたしまして、新規就農者の受入れそのものを支援といったところを実施していきながら、確実な就農者の確保に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） ありがとうございます。

中でもマネジメントだったり、外部からとかなどの支援体制に対して、しっかりしたものを構築したいというお話をいただきました。

行政事業でも最も危険なのは、やった雰囲気だけ残ることだと考えます。

地域おこし協力隊、それぞれ私も会ったときがあります。皆さん一生懸命活動されているんですけれども、活動だったりその成果だったり住民に、最近ちょこちょこ出てきているのかななどとも感じるんですけれども、見えないという意見は大分前からあると思います。

だから、少し残酷になるかもしれないですけれども、数字による検証だったりというのは私は必要なのかななんて考えているんですが、しつこいですが、未達数字、結局そういうものがどうやってマネジメント体制だったり、支援体制がしっかり構築されたというのをどういうふうに評価するか、見直しするのかというのは考えられているのか、改めて伺いたします。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6 番議員さんにお答えいたします。

日々の活動によりまして、業務進捗確認、あと、毎月の活動状況報告書ということで提出を求めていますので、そちらの中で確認しながら、実際にどれだけ成果があったかというところを検証していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） ありがとうございます。

日報だったりいろんな報告書を受けて評価されていくということなんですけれども、当然ですけれども、村全体に対してどういうふうになじんでいくとか、さっきも言ったんですけれども、なかなか活動が見えないなんて話、昔もあったと思うんですけれども、そういうことに関しては、てこ入れだったり、検証される考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6 番議員さんに再度お答えいたします。

日々の日報であったり月の活動報告書、こちらによって検証もされていきますし、あと、開庁日の半分以上はこちらに来てお勤めしていただくこととなっておりますので、そちらの際の活動状況等も踏まえながら、あとは今、別のほうで、スマートインターチェンジの関係で地域のプロジェクト構想をやっておりますけれども、そちらの委員としても今、入っていただいて、併せて活動も行っていていただいておりますので、それら全て鑑みながら検証していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（館下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） ありがとうございます。

様々な充て職だったり、スマートインターだったりにも出てもらって、いろんなことを踏まえて評価されていくということですが、ちょっとしつこい話ですけれども、事業が機能しなかった場合、減額規定だったり見直し規定、打ち切り規定などは設けているのか伺います。また、成果が出なくてももしっかりお支払いしますという構造にな

っていないのか伺います。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6 番議員さんにお答えいたします。

総務省の地域活性化起業人制度推進要綱及び大玉村地域活性化起業人設置要綱によりますと、起業人の受入期間は6か月以上3年以内と定められております。

起業人による事業が機能しない場合であったり、業務が遂行できていないと確認された場合におきましては、6か月以上で解任することもできるとしておりますので、その場合につきましては、負担金については協定書に定めた負担金額を月割りし、勤務した月数を掛けた額として支払うということにしておりますので、その際、満額の支払いということとはできないということになってございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） ありがとうございます。

総務省のほうの取決めとして、満額支払いはそういう場合はしないということになっているというお話ですけれども、そのほかに見直しだったりそういったものは設けているのか、そしてその判断とかはどういうふうにされるのかお伺いいたします。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6 番議員にお答えいたします。

最長3年間ということで契約は締結してございますけれども、毎年度、6か月以上過ぎましたら毎年度毎年度、検証いたしまして、その年度ごとにまた単年度で更新していくというような形になりますので、年度で一度検証いたしまして、引き続きとなればまた2年目、そこで成果が現れていないということであれば1年で契約を切るという形になっておりますので、そういった感じで今後、契約の締結となるようになってございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） ありがとうございます。大変申し訳ございません。

年度毎で評価され、検討していくということで、当然ですが、すぐに結果が見える事業ではないと思っております。

ただ、やっぱりある程度の規定がなければ、なあなあと行ってしまうのかな、行政に必要なのはやった感ではなくて説明責任だから、村民に対して、この支出は本当に妥当だったんだよと説明できる契約構造になっているのかというのをお聞きしたかったです。

次に、全国では企業版ふるさと納税、業務委託、関連企業発注などをめぐり、出来レースではないのかと指摘された事例もあります。

大玉村において、今後 create company 株式会社、そして関連企業、資本関係企業などの間で不透明な資金循環が起こらないように、どのようなチェック体制を取っているのか伺います。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6 番議員にお答えいたします。

新規就農者確保プロジェクトにおける予算執行につきましては、起業人の発案、提案した事業に関する経費と協力隊募集等に要する経費がございます。

両経費におきましては、村が大玉村農業振興公社へ業務を委託しておりますので、公社が一部業務を再委託する場合は、村への申請と承認を受ける必要がございます。そこでまずチェック体制が 1 つございます。また、一部業務を再委託する場合は、事業計画から起業人と公社が協議をして、確実な予算執行ができるよう確認しているところでございます。

また、あわせて公社の受託金についても、年度ごとに公社役員による監査を実施しているところがございますので、そちらについても、チェック体制の機能というものはなされるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） ありがとうございます。

村が支出するお金に関しまして、振興公社を通し、振興公社でのチェック機能、そして振興公社での監査体制があるということを聞きました。

最初に言った特定企業に対して有利になる仕様書だったり、公募が行われないうちに、そういう仕組みは公社のほうで検討されるということによろしいでしょうか。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 公社のほうでチェックしながら、管理体制を取っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） ありがとうございます。

先日の報告事項のアットホームの件もありますし、その監査機能だったり、チェック機能がどのようにうまく機能するのかということも考えられるのは、想定されておりますか。

そして、それを防ぐためにどういったものが考えられるのか。契約の透明性であったり、利害関係の整理であったり、外部チェック、第三者視点だったり、未然の防止の仕組みが必要ではないのかお伺いいたします。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6 番議員さんにお答えいたします。

実態は農業振興公社のほうで活動していただくこととなっておりますけれども、何か事業を起こす際等がありましたら、発議によって産業課または上の長まで合議をもらっているところで、事業を展開しているところでございます。

また、農林振興公社定例役員会ということで、私と産業課長も一緒になって月 1 の定例会も実施しておりますので、その中で事業実績であったり、今後の活動の計画だ

ったりというところも話合いの内容になってございますので、その場でもある程度、管理体制、取れるのかなというふうに思っております。

あと、理事会等もございまして、そういった内容で地域活性化企業人制度の方の活動のチェック体制ということで取っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） ありがとうございます。丁寧な説明ありがとうございます。

ちなみに、公金、支出されるということで、議会とか専決だったり何なりで私たちは目を通す機会はあると思うんですが、例えば行政報告とか全員協議会のときに、今度こういう、こんなことをちょっと考えているんだよなんて、事前に細かい情報じゃなくてさわりの話を広報してくれたり、広報というか、お知らせしてくれるようなことは検討できるのか伺いたします。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6 番議員さんにお答えいたします。

地域活性化起業人制度によって企業から派遣していただいて、そちらのプロジェクトに関わっていただいて事業を進めていくわけなんですけれども、逐一というところは今のところ考えてございませんけれども、何か重点的なもの等がございましたら、そういった部分に関しましては周知等を行うこともあろうかと思っておりますけれども、細かく逐一というところは、それをすると事業が進まなくなったりとか、事務量が多くなったりというところで、そちらの負担も大きくなってしまう懸念もございまして、その辺は状況を見ながら対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） 大変丁寧な答弁ありがとうございます。

確かにそうです。逐一報告になったらもう停滞してしまうと思います。

ちょっと大きめの事業というんですか、そういうのがあるようなときはぜひ全員協議会のほうでもお話をさせていただきたい。

そして、さっきの評価云々の話もあったんですけれども、そういった協力隊、ちょっとメインになってこういうことやりましたよという話も、こういう講評をもらったとかとかそういう話も、逐一でなくて結構なんで話して報告というか、口頭でも構わないのでお話ししていただければと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6 番議員さんにお答えいたします。

農林振興公社並びに派遣されている石部さんとも相談しながら、その辺は対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後 1 時 30 分いたします。

(午前 11 時 58 分)

◇

◇

◇

○議長（舘下憲一） 再開いたします。

引き続き、斎藤信一君の質問を許します。

(午後 1 時 30 分)

◇

◇

◇

○議長（舘下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） 午前中に引き続きよろしくお願いします。

次の質問に移りたいと思います。

村内事業者の資金繰りと経営支援についてということで、現在、世界情勢の不安定化や中東情勢の緊迫化、さらには原材料費高騰、エネルギー価格上昇、物流費増加、物資不足などにより地域の小規模事業者を取り巻く環境は一企業の経営努力だけでは対応困難な状況にあります。特に地方では、コスト上昇分を価格転嫁したくても地域全体の購買力の低下により値上げが難しく、結果として利益を削って耐えるという状況が続いています。また、材料不足で仕事が進まない、受注できても施工できない、人手不足で賃上げ、原資も出せないなど地域経済の基盤そのものが揺らいでおります。

こうした中、近隣の自治体では利子補給制度拡充など、地域事業者を守るための支援策が進められています。一方、大玉村の現行制度は、現在の経済状況に十分対応できているとは言いがたい。そのため、頑張っている事業者を資金繰りで倒さないという視点から、利子補給制度を含めた実効性のある支援制度拡充が必要と考え質問いたします。

現在の原材料価格高騰、光熱費上昇、物流コスト増加、人材不足などによる村内小規模事業者への影響を村としてどのように認識しているのか伺います。

○議長（舘下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6 番議員さんにお答えいたします。

現在の価格高騰や人材、物資不足等による村内小規模事業者への影響につきましては、村としても大変重要な課題であるというふうに認識しております。特に、原油価格や電気料金、原材料費、あと仕入価格、人件費等の上昇につきましては、幅広い業種に影響を及ぼしているものと捉えてございます。小規模事業者につきましては、大企業と比較して経営体力が限られておりますので、仕入れ価格、光熱費等の上昇分を販売価格やサービス料金に十分に転嫁することが難しい場合も多くて、利益率の低下につながっているというふうに認識しております。

なお、商工会等が実施した原油価格物価高騰等に対する影響調査におきましては、回答のあった 27 事業者のうち多数の事業者において原油価格、物価高騰等の影響を受けているというふうに回答しております。多くの事業者が経費の上昇を問題視しておりますので、利益の減少を回答しておりますので、価格高騰等の影響は経費の増額にとどまらず、収益を圧迫しているものと受け止めてございます。さらに、今後の経

営見通しにつきましては、多くの事業者が非常に厳しい、または、やや厳しいと回答しておりますことから、村内小規模事業者を取り巻く状況は大変厳しいものというふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） ありがとうございます。

状況は大変厳しい、そうなんですけれども、地方では値上げしたくても値上げができない状況が深刻です。というのは、利益が出ないんじゃなくて利益を削っている、冒頭にも言いましたけれども、利益を削って耐えている状態です。村として小規模事業者だったり、中小企業者が厳しいという状況を認識しているということですから、それに付随して地域経済の危機感をどのように認識しておるのでしょうか。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6 番議員さんにお答えいたします。

利益を削ってまでということでお話でございます。実際、そういった状況であるということは痛感してございます。ですので、今後、国の支援策等あるようであればそれに基づいて、また、村としましても単独で何かそういった支援等ができるかというところにつきましても、商工会等と関連事業者と協力いたしまして検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） ありがとうございます。

地域経済の危機感ということで、例えば、今のは企業に関してのことだったかもしれないですけれども、地域の企業が元気じゃなくなるということは、どこに影響してくるのか、ピンポイントではないですけれども、例えば、最近聞く話だと全国花火大会規模の大きい花火大会をやっていたところが、今年は企業からのお金が集まらず中止になる意向を聞きました。そういったものは村内の至るところに多分影響が出てきます。その辺どういうふうに把握しているのかお聞かせください。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6 番議員さんにお答えいたします。

花火の中止等、ニュース等で私も確認してございます。今回の問題につきましては、村内事業者のみならず全国的な問題であるというふうに考えてございます。まず国の支援といったものがどういったものがあるかというところ、うちのほうも調査研究いたしまして、あと、村としましても単独で何かできるものがあるかというところでまず検討して推し進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） ありがとうございます。

やっぱり小規模事業者、私も一経営者としてやっていますけれども、そういう企業

一つ一つ、事業者一つ一つがしっかり利益を発生させて、そして村のイベントだったりいろんな行事だったり回っていくものだと私は考えております。

そして、次の質問に移りますが、2番目、大玉村中小企業経営合理化資金保証融資制度の拡充についてなんですけれども、現在、融資限度額500万円、融資期間5年以内となっています。しかし、現在の経済状況を踏まえれば、資金需要そのものが大きく変化しています。そこで、融資限度額500万円から1,000万円、融資期間5年間から10年間などと制度拡充を検討する考えはないのか伺います。そして、お手元に配付させていただきました資料のほうもそうなんですけれども、県北、相馬市なども入っているんですが、県北地区に関してはそれぞれの行政のほうでいろんな支援を打ち出しております。その辺も踏まえて見解を伺います。

○議長（舘下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6番議員さんにお答えいたします。

本村の中小企業経営合理化資金保証融資制度につきましては、村内中小事業者の経営安定、設備投資、運転資金の確保を支援する制度として運用しているところでございます。令和元年度から令和7年度までの利用実績を見ますと、合計15件の利用がございまして、村内事業者にとりましては資金需要に対し一定の役割を果たしているものと認識してございます。限度額の引上げ、あと融資期間の拡充につきましては、これまでの利用実績、あと商工会からの意見等、そのため原資も必要となりますので村の財政状況等も踏まえながら検証、検討してまいりたいというふうに考えてございます。また、他市町村の融資制度についても、ある程度把握はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

商工会だったり、いろんなところと話をしながら検討していく、そして村の財政状況も踏まえて検討していくということなんですけれども、さっきも言いました資料のほうの話なんですけれども、県北地区でも利子補給100%、融資期間延長など支援拡充が進んでいます。大玉村としても平時対応、冒頭で言ったみたいに今は平時対応ではないと思います。有事対応として制度を見直すべきではないか、改めて伺います。

○議長（舘下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6番議員さんにお答えいたします。

融資制度でございますけれども、こちら原資も必要となります。村の状況等も把握しながら財政等とも協議しながら、あとは商工会の意見等も頂戴しながら再度検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

しっかりお話しして検討していただきたいと思います。っております。

そして次、3番目なんですけれども、2番のほうの500万円から1,000万円とか、5年から10年という話の続きなんですけれども、ただ貸すだけではなくてマル経融資というものがあります。資料の裏のページに書いてあるものなんですけれども、小規模事業者経営改善資金についても利子補給対象へ拡充する考えはないのかお伺いいたします。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6番議員さんにお答えいたします。

村としましても、今後、商工会とも協議しながら既存の融資制度との関係や財政負担、こちらのほうも踏まえながら補給率、補給期間などを整理しまして実効性のある支援の在り方について検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（館下憲一） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

マル経融資のほうなんですけれども、小規模事業者が最も利用しやすい制度の一つであります。しかし、金利負担が重く利用をためらう事業者もおります。だからこそ今、本当に必要な支援として利子補給拡充を行うべきではないか、しつこいですが改めて伺います。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6番議員さんにお答えいたします。

商工会等と協議も含め、あと財政状況も含めながら検討してまいります。

以上です。

○議長（館下憲一） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

単なる延命ではなく、金を借りるというそういうのだけじゃなくて、このマル経融資の右下のほうにも書いてあるんですけれども、小規模事業者持続化補助金をはじめ、DX化、業態転換、販路開拓などと組み合わせ、事業者の稼ぐ力を高める支援も必要だと私は考えております。実際私もこういう講習会で勉強させていただきまして、どうやったら事業所を継続していけるのか、持続可能にできるのか、どんなところに自分の商売の利益が隠されているのか、いろんなことを勉強させていただきました。そこで利子補給制度と経営改善、業態転換支援を組み合わせ運用できるような仕組みをつくる考えはないのか改めてお伺いいたします。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6番議員さんにお答えいたします。

小規模事業者への支援につきましては、ご指摘のように単なる延命にとどまらず、事業者自らが経営改善や販路開拓、業態転換に取り組み経営力を高めていく視点も重要であるというふうに認識してございます。まずは商工会が行う経営指導や相談支援、小規模事業者持続化補助金など、国・県等の支援制度の活用、こちらも併せてどうしたら事業者がよくなっていくかというところ、商工会とも連携協力しながら検討して

いきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） ありがとうございます。

さっきの小規模事業者持続化補助金なんですけれども、限度額 50 万円となっております。いきなり 100 万円とか 1,000 万円とか大きいお金を支援していただくのではなく、数十万円規模の事業を自分で計画し、計画するためには自分の事業がどこで飯を食っているのかというものをしっかり理解した上で、そのためには、利益を増やすためにはどういった手法が必要なんだかという、結構 3 回か 4 回、5 回くらいに分けて勉強していく講習です。やっぱりそういったものをしっかりあっせんしなければ、借りて終わりにになってしまうのかな。借りて終わりではなくて、重要なのは借りて立て直すことが必要だと思っています。つまり、金融支援と経営支援をセットで行う必要があると私は強く思うのですが、村の認識を伺います。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6 番議員さんにお答えいたします。

金融面、経営力、両面からということで、それはうちのほうも十分認識してございます。まずは商工会とどういった支援が必要なのかというところを協議して、検討していきたいというふうに考えてございますので、まずは経営指導であったり、今、必要な支援というものはどういうものなのかというところを把握していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） ありがとうございます。

現在の経営環境は一自治体だけでは対応できるレベルを超えています。そのため、商工会、金融機関、保証協会などとの連携強化が必要だと私は考えています。そこで、村としてそのような団体とどのような連携体制を現在構築されているのか、また、今後構築したいと考えているのか伺います。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6 番議員さんにお答えいたします。

現在、村としましては商工会、金融機関、信用保証協会等の関係機関と連携しながら事業者の実績に応じた支援につなげていくことが重要であるというふうに認識してございます。本村におきましても、村内事業者にとって最も身近な相談窓口でございます商工会との連携を基本に資金繰りや経営改善、補助制度の活用などについて支援を行っていきたいというふうに今後も考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） ありがとうございます。

今、地域の小規模事業者は経営努力不足で苦しんでいるのではなく、外部環境の激

変によって苦しんでいます。しかし、地域の事業者が倒れれば、雇用、地域経済、そして地域コミュニティそのものが失われてしまいます。だからこそ今、必要なのは頑張る事業者を資金繰りで倒さないという視点だと私は考えます。村長、利子補給制度拡充を含めた、踏み込んだ小規模事業者支援を行う考えはあるか、率直な認識を伺います。

○議長（館下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 6 番議員さんにお答えします。

今、お聞きして非常に世界情勢を含めて経済情勢非常に厳しいということで、小規模中規模の事業者のみならず、本当にほとんどの事業者がそういう面で共通して苦労しているということで、国の補正予算 3 兆円ということなんで、それがきめ細かく配分されることを期待していましたが、なかなか L P ガスとか大きいところに行っちゃって、細かいところには届かないと。今回の臨時交付金も何千万円か 1 億幾らか期待していましたが、来たのは 6 0 0 万円ということではほとんど今の対応をするのには国からの交付金は全然当てにならない、使えないという規模ですので、やるとすれば大玉村が一般財源で新たに対応をしなきゃいけないという事態になっているのは認識をしています。

ただ、これを決めるのに今すぐやりますとかという状況ではなくて、常日頃から企業に接し、その経営状態を十分に把握し相談に乗っている商工会、これは定期的に経営の懇談会とか企業連絡会等の会議がございますので、そういうものを含めたり日常的な商工会での中小企業等の経営状況の把握、これをしっかりお聞きして改めてどういうふうに対応するか、財源を含めて、今の状況は十分に把握しておりますので、前向きに検討をさせていただきます。

以上です。

○議長（館下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） ありがとうございます。

引き続き、地域の企業、小規模事業者、中小企業者を守るようにいろいろ調査研究、そして検討を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

3 番目の質問になります。

和牛登録検査場の環境整備について。

玉井定場にある玉井地区繁殖牛登録検査場は、村内唯一の繁殖牛登録検査場となっています。以前は二本松市原セ地区や大玉村大山南小屋地区にも同様の施設が存在していましたが、農家減少や合理化に伴い統廃合され、現在では二本松市側の畜産農家の人たちも含めた広域利用施設となっております。和牛登録検査は単なる事務手続ではなく、この地域の畜産経営の根幹を支える重要な検査であります。しかし、現在の施設は駐車スペースがないなど、牛を搬入する畜産農家に大きな負担を強いています。特に、牛を積載したトラックの出入りや待機が困難であり、安全面、利便性の両面から課題があります。

そのような中、利用者から村所有地である皿久保集会所隣接地への移設、機能移転

について要望が寄せられています。現在の施設にある台環や係留柵など、移設可能などと声もあり、大規模施設ではなく必要最低限の簡易設備で対応可能との話も伺っています。畜産農家は近年、飼料高騰、燃料高騰、人手不足など含めて、極めて厳しい状況に置かれています。だからこそ現場で本当に必要とされる環境整備を行うことが重要だと考え、質問いたします。

現在の玉井地区繁殖牛登録検査会場の現状確認について、駐車スペース不足、車両動線、安全面、利便性などの課題を村としてどのように認識しているのか伺います。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6番議員さんにお答えいたします。

玉井地区にある玉井検査場につきましては、駐車スペースが確保されていないなどという問題につきましては、村としましても認識はしてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

村として駐車するスペースがない、見るともうすぐ分かると思うんですけども、反対側のちょっと隙間が空いたところで降ろして、牛が道路を歩いて土手を上がっていくという状況になっていると思います。

皿久保集会所隣接地への移設の可能性についてということで、利用者から村所有地である皿久保集会所隣接地への移設要望があります。現在、施設にある台環や係留柵などを移設して、簡易施設整備をすることで対応可能との声も実際の畜産農家の方からお話を聞くと、そういうお話を聞いています。まずは、現地確認だったり関係団体との協議を行う考えはあるのか伺います。そして、移設、機能移転について村として今後検討していく考えはないのか伺います。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6番議員さんにお答えいたします。

移設に関しましては、移設先の現況等も踏まえた上で検討していかななくてはならないというふうに存じますので、関係機関、関係団体と十分協議しながら調査検討していきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

十分に協議して、そして検討していただければありがたいと考えております。

次に、和牛登録検査は子牛価格、血統証明、家畜市場出荷、後継牛育成など畜産経営そのものを支える基盤であります。また、登録検査日は地域畜産農家同士の情報交換の場としての役割も果たしております。そこで、村として今後畜産振興と現場支援をどのように考えるのか伺います。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6番議員さんにお答えいたします。

畜産関係につきましては、各部門の代表者と意見交換の場でございます畜産振興懇談会を毎年実施してございます。その中で、農家さんの意見聴取したりいたしまして、村で支援できることというところについて協議しているところでございますので、今後も継続してそちらの懇談会、開催いたしまして多くの意見等を聞きながら村として今、何が必要か、何ができるのかというところで、常に検討していきたいというように考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） ありがとうございます。

村としてそういう情報交換会のほうを開催されているということなんですけれども、言いたかったのは、そういった現場での情報交換、背広を着て堅苦しいとかではなくて、本当にリアルタイムな情報交換というんですか、気軽な情報交換の場がやっぱりそういう場所にあるという思いでちょっと言ったんですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） その場につきましても、今後、職員も同行しているときもでございますので、あと今後、うちのほうとしても検討してまいります。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） ありがとうございます。

最後に村長にまたお伺いいたします。

和牛登録検査場は、単なる施設ではなく地域畜産を支えるインフラだと思っています。特に現在は、村唯一の施設として広域的な役割も担っています。だからこそ利用者が安心して利用できる環境を整えることは、畜産農家を守ることにつながると考えております。村長は現場の声を踏まえた施設環境整備について前向きに検討する考えはあるのか、そして J A や関係団体と協議を進める考えがあるのか、率直な認識を伺います。

○議長（館下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えいたします。

この場所については、従来、行政が行うのではなくて、J A が設置をすると、もしくは部会のほうで設置するという任意的な、自主的なものになりますので、これは村が土地を用意して建物を建てて、水道を準備してというようなことまで大玉村だけが踏み込むというわけにもいかない部分がありますので、本宮も二本松もほかも全部 J A ないし部会のほうで運営をしておりますので、やるとすれば畜産振興協議会、畜団連との定期的な懇談がありますので、そちらのほうの要望も踏まえながらどういう支援ができるか、設置ではなくて支援という話になろうと思いますが、検討してまいります。

以上です。

○議長（舘下憲一） 6 番。

○6 番（斎藤信一） ありがとうございます。

村が踏み込んでやることではないだろうということで、ただ、部会だったり畜団連などの意向というのがしっかりしたものがあれば、村としてしっかり支援していきたいということで、ありがとうございます。

以上、3 点について質問いたしました。

私は、反対のための反対をするつもりはありません。成果ができる事業は応援し、必要な支援は積極的に進め、現場で困っている方々の声を届けることが役割だと考えております。村民の皆様にとってよりよい施策につながることを期待いたしまして、私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（舘下憲一） 以上で、6 番斎藤信一君の一般質問を打ち切ります。

4 番菅原貴子君より通告がありました「医療的ケア児等のコーディネーター配置について」ほか1 件の質問を許します。4 番。

○4 番（菅原貴子） 4 番、菅原貴子です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告いたしました件について、これより一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

初めに、1、医療的ケア児のコーディネーター配置について伺います。

たんの吸引や胃ろうでの栄養摂取などを日常的に必要とする医療的ケア児が増えているといいます。福島県は令和8 年度末までに、医療的ケア児と支援機関を橋渡しする専門職である医療的ケア児等コーディネーターを県内59 市町村全てに配置する目標を挙げています。令和3 年に成立した医療的ケア児支援法では、自治体による支援は責務とされていますので、村の取組を次のとおり伺います。

まず、福島県の統計では2020 年から2025 年の5 年間で医療的ケア児が1.5 倍に増えたとしています。村内には支援対象の医療的ケア児が現状、何名いるのか伺います。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 4 番議員さんにお答えをいたします。

現在、村内に医療的ケアが必要なお子さんは2 名おりますが、特に公的な医療支援は必要としていないものと承知してございます。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 4 番。

○4 番（菅原貴子） 医療的ケア児で支援が必要ないということがちょっと理解できないのですが、どのような現状なのかを教えていただければありがたいです。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 4 番議員さんに再度答弁いたします。

こちら、個人情報にもなるわけですが、自らで処置ができる状態ということでございます。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 4 番。

○4 番（菅原貴子） すみません、よく分からないんですけども、自分でやるというのはどういうことなのか、私もちょっとヘルパーの資格を持っているので一度行ったことがあるんですけども、自分ではできないから医療的ケア児コーディネーターが必要なのであって、自分でできるのであれば、よく分からないんですが、支援は必要ないと考えていいんでしょうか。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 医療的ケア児は、医療行為が必要なお子さんでございまして、自分で処置できる場合につきましては外部からの医療的行為は必要ないと考えております。

以上です。

○議長（舘下憲一） 4 番。

○4 番（菅原貴子） ちょっと分かったような分からないような、また勉強してみます。2 番に移ります。

県は、今後、医療的ケア児が増加すると見ており、その支援体制を充実させていく必要があるとしています。最近の新聞報道では、県内 59 市町村のうち、コーディネーターを既に設置済みの市町村はありますが、本村はいまだに設置予定とされており、これは 8 町村あるようです。いつ頃までにコーディネーターを配置する予定であるのか、また、例えば村福祉課内に設置するなど、どのような体制を構築していく予定なのか教えてください。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 4 番議員さんにお答えをいたします。

今年度内に安達管内 3 市村による共同での配置を今現在計画しております。研修を受講したコーディネーターさんがいる障害者相談支援事業所、こちらと委託契約により実施していくことで現在検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 4 番。

○4 番（菅原貴子） 安達管内でそういう方をつくっていくということは、とてもいいことだと私は思います。

次に、3 つ目ですが、第 3 期大玉村障がい児福祉計画では、令和 8 年度にコーディネーター 3 名を養成、配置するという計画になっています。これは、さっき部長さんがおっしゃったように、3 市村でやるのではなく大玉村自体で 3 名を配置するというふうに計画書に載っているんですけども、これは変更になったのかお尋ねします。また、コーディネーターの安定的な配置は、医療的ケア児支援に重要と思われますが、今後も継続的にコーディネーターを養成していく予定はありますか。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） コーディネーターの設置は、自治体単独、それから圏域で共同で設置する、どちらの方法も考えられます。先ほど答弁いたしました

とおり、安達管内3市村で設置を予定しておりますので、管内でのコーディネーターの数を計画のほうに計上しているものでございます。また、コーディネーターの養成につきましても、安達管内の相談支援事業所に受講を促しまして、安定的な確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 4番。

○4番（菅原貴子） じゃ、3市村で養成していくという考え方で受け止めました。

次に、2つ目の質問に移ります。

（仮称）大玉スマートインターチェンジ事業実施計画と進捗状況の情報発信について伺います。

大玉スマートインターチェンジは、国土交通省から今年度の予算配分（箇所づけ）を受け、具体的な事業進捗が期待されているところとなりましたが、今後の該当事業の進め方や情報発信について伺います。

1、（仮称）大玉スマートインターチェンジについては、村ホームページで計画概要やこれまでの経過が時系列で情報発信されていますが、私が調べたところ、今年1月27、28日に行った住民説明会の開催以降は情報発信されておりません。スマートインターチェンジはゲートウェイ構想の中核をなすものであって、今後、整備される予定の工業集積拠点に進出を検討する企業等への情報発信提供、これによって進出もスムーズにいくとの観点から、当面のスマートインターチェンジ関連事業の進め方とその実施状況を、継続的に前広に発信していくことはできないでしょうか。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 4番議員さんにお答えいたします。

スマートインターチェンジにつきましては、測量や土質調査などの具体的な作業が今年度よりスタートしますので、引き続き村民関係者の皆様にご理解いただけるよう、情報発信につきましては継続してまいりたいというふうに考えてございます。また、村としましては、将来の自立と発展に向けたまちづくりとして、スマートインターチェンジの整備とともに、周辺に工業集積拠点と地域振興拠点を一体的に形成する大玉ゲートウェイ構想を掲げておりまして、具体の産業団地の整備につきましては、土地地権者の理解が得られ次第、早々に企業誘致を進める予定でございます。

ついでには、企業側にも交通便利性に優れた魅力的な産業団地であることが伝わるよう、ホームページや広報紙等を活用しまして事業の進め方や支援策など、小まめな情報発信に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 4番。

○4番（菅原貴子） 情報発信については、ホームページなどでやってくださるということでしたので、今後進めていただきたいと思います。

2番目の質問として、村民やスマートインターチェンジ箇所の土地所有者への個別説明会の開催が予定されていると思いますが、今年1月に行われた住民説明会ではそ

のような説明がありました。村民や関係者から円滑な協力を得るためにも、当面予定されている事業スケジュールや村のスマートインターチェンジ関連予算の概要など、今年度も測量設計業務委託料や地質調査委託料が予算計上されていますが、出せる範囲の情報を切れ間なく、村ホームページや広報紙でタイムリーに情報発信をしていくことが重要と思われますが、その予定はございますか。よろしくお願いします。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 4 番議員さんにお答えいたします。

村としましては、村民や関係者の皆様にスマートインターチェンジ整備事業への理解と協力を得るため、当面の事業スケジュール、関連予算の概要等につきまして、適時、村のホームページや広報紙等において情報発信をしていきたいというふうに考えてございます。

スマートインターチェンジに関することにつきましては、これまでもホームページや広報紙、各種説明会等で周知に努めてきたところでございますけれども、これからは分かりやすさを追求しまして情報発信を念頭に、ホームページにおいてはトップ画面に重点事業である大玉ゲートウェイ構想のまちづくりが一目で分かるようにするなど、工夫を凝らしまして分かりやすさを追求した情報発信を心がけていきたいというふうに考えてございます。

なお、当面のスケジュールとしまして、今年度のスマートインターチェンジの発注業務につきましては、現在、NEXC O 東日本で路線測量業務と土質調査業務を公告しており、7 月末には受注業者が決まりますので、このような事業の進捗情報も併せて適時、情報を発信していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 4 番。

○4 番（菅原貴子） このような質問をした経緯として、私が住んでいる 13 区では地権者がたくさんいらっしゃると思うんです。そういう方たちから一体どうなっているんだとよく聞かれましてこのような質問をさせていただいたんですけれども、やっぱり土地を提供する方たちにとってはとても深刻な問題だと思うんですね、やっぱりスマートインターができることはとてもうれしいとまでは言わないかもしれないけれど、村のためにいいことなただけけれども、土地を提供するに当たっては、そんな 1 年や 2 年で答えが出せる問題じゃないので、早めに地権者に知らせてほしいという要望がありましたので、その辺を含みおきますようよろしくお願いします。

スマートインターチェンジについては、出せる情報、出せない情報、いろいろあるかと思います。日常業務も忙しいと思いますけれども、村内外の人々はそういう関心が高いので、ぜひとも前広にタイムリーな情報発信をしていただけるようよろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。

○議長（館下憲一） 以上で、4 番菅原貴子君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後 2 時 30 分といたします。

(午後2時14分)

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 再開いたします。

(午後2時30分)

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 1番三瓶賢一君より通告がありました「自治会の組の加入率の現状と課題について」の質問を許します。1番。

○1番（三瓶賢一） 1番三瓶賢一です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告しておりました1件について、これより一般質問を行います。よろしくお願いします。

質問事項を申し上げます。自治会の、いわゆる組の加入率の現状と課題について伺います。

コロナ禍以降、地域のコミュニティの機会がどんどん減ってしまい、自治会、組の活動が希薄となって各種行事の縮小や廃止が続いているのが実態です。核家族化が進んだり家族構成が変化したり、こういった中で多様化の時代に、このままでは今まで続いてきた文化や伝統の継承も難しくなってきています。そこで、私たちの住みよい村、大玉村が活性化し、継続的に発展するために下記について伺います。

1つ目に、大玉村は国勢調査にて人口の増加率、これが県内トップとうれしい記事が地元の新聞で発表されました。地理的優位性と、あと子育て支援策などが転入者の増加につながったとありましたが、組に加入している世帯数と加入率の5年間の推移を伺います。また、この傾向を村ではどのように捉えているかについても伺います。よろしくお願いします。

○議長（館下憲一） 総務課長。

○総務課長（鈴木真一） 1番議員さんにお答えいたします。

まず、お尋ねの組に加入している世帯数ですが、5年間の推移を申し上げます。

まず、令和4年4月2, 189世帯、令和5年4月2, 175世帯、令和6年4月2, 187世帯、令和7年4月2, 179世帯、そして令和8年4月2, 187世帯となっております。

続きまして、住民基本台帳、住民票登録の世帯数の推移を申し上げます。

令和4年4月3, 031世帯、令和5年4月3, 073世帯、令和6年4月3, 142世帯、令和7年4月3, 203世帯、そして令和8年4月3, 247世帯となっております。

なお、ご質問の加入率につきましては、同一世帯または同一敷地内での世帯分離等も多くありまして、独立世帯数との乖離があるため正確な数値は把握できません。あくまで参考の数値になりますが、住民基本台帳世帯数に占める組に加入している世帯数の割合を申し上げます。

まず、令和4年4月ですが、参考値として72.22%、令和5年4月が70.78%、令和6年4月が69.96%、令和7年4月が68.03%、そして

令和8年4月が67.35%となっており、繰り返しになりますが、今ほど申し上げた数値はあくまで参考ということでご承知いただければと思います。実際の加入率はもう少し高くなるものと考えられます。

この傾向についてどのように捉えているかということでございますが、住民基本台帳世帯数が年々増加しているにもかかわらず、組に加入している世帯数は横ばいであることから、世帯数は増えても組への加入にはつながっていないと考えられます。これは、そもそも組へ加入していない世帯、抜けてしまった世帯もあるかと思いますが、先ほど申し上げましたとおり世帯分離ですとか、また、アパートの増加によることも主な要因と推察されます。いずれにしましても、組への加入世帯が減少することはコミュニティ維持の観点からも好ましいことではないと捉えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 1 番。

○1 番（三瓶賢一） ありがとうございます。

もっと私は低いのかと思って心配していたんですが、心配といいますか、ざっくりと言って、いろんな世帯分離とかアパートとかありますが、5%ぐらいの減少、世帯数の割にはとは思いました。ただ、こういった村の中での組の存在、それが非常にいろんな重要な役割をしているものですから、そこから抜けてしまうとやはり疎外感が出てくるんじゃないかというような心配もあって、この質問をしているところです。

一度抜けた方々はもう一度入ってくるということはほとんどないものですから、どうぞ区ごとの加入率もいろいろと出ていると思います。これは村全体の話ですが、各区ごとにそういった状況も数値として参考として出せるのであれば、傾向値として必要な場面には出せるように取り計らっていただきたい、このようにも思います。

次に、2つ目に、組に入っていない世帯には各団体の会費とか募金はどのように周知されて、支払いをしているのかを伺っていきたいと思います。単独で納めるというのはなかなか難しいと思うので、この辺の部分についてまずは伺います、お願いします。

○議長（館下憲一） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 1 番議員さんにお答えいたします。

現在、各団体の会費や募金につきましては、行政区長さんや組長さんをお願いしまして納入いただいているのが多いかと存じます。このようなことから、組に加入しない世帯につきましては、連絡を取る手段がないという、あとは周知及び会費や募金を徴収する仕組みがないのが現状というように認識しております。特に団体の例で申し上げます、以前はそれぞれの団体の地区役員が行政区や組に加入している、いないにかかわらず、担当地区の全世帯を回って会費を徴収しておったという実態もありますが、現在では会費は区費や組費から納入するという形に変わってきているものというように認識しております。

以上です。

○議長（館下憲一） 1 番。

○1 番（三瓶賢一） 今ほどありましたように、なかなか周知できないというのが実態だと思います。そこでこういった募金や会費を集める、非常に困難なことだと思いますが、組に入っている方々は当たり前のように会費や募金を納めています。ほとんどの組はそういう状況になってきている中で、そこに私は不公平感を感じる方がいるものですから、そういった話をしました。このままでいいのかというところがあるものですから、その不公平感に関して質問したいと思います。お願いします。

○議長（舘下憲一） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 1 番議員さんにお答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、組に入っている方については徴収ができると。入っていない方についてはなかなか徴収が難しいという実態は今、申し上げたとおりです。先ほど答弁でも申し上げました、団体の会費とか、あと募金関係につきましては、村で直接区のほうにお願いしているものから、あとは各団体、それぞれから依頼されているもの、この団体の部分につきましては先ほど申し上げましたが、本来であれば各地区の役員が世帯を1軒1軒回って徴収するということであれば組に加入している、加入していないにかかわらず徴収は可能であった時代もありましたが、特に新しく入ってきた世帯の方々、どこ回っていいかわからない、家がわからない。どうせ区費として納めるのであればそこで一括徴収して、そこから納入するという方法がいいのではないかと。恐らくいろんな地域でそういう話合いの下に今の実態に変わってきているのかなというように考えております。

そういった事例もありまして、各団体含め、村も含めてですが、今後の取扱い等に含めましては、そういったところと一緒にちょっと考えていかなければならない課題であるなというように認識しております。

以上です。

○議長（舘下憲一） 1 番。

○1 番（三瓶賢一） この不公平感というのは非常に、不公平は不平等というふうにも思いますし、ぜひ、募金とか会費というのはある意味任意な部分があるんですが、それがそういう時代から変わってきているということを認識いただいて、今後の対応をお願いしたい、このように思います。よろしくお願いします。

続きまして、3 つ目のごみステーションの話ですが、今日の最初の質問者、渡邊啓子議員からもお話がありましたが、ダブってしまいましたがご了承いただきたいと思います。

組が設置しているごみステーションは村内に何か所ありますか。また、役場のごみステーションは誰が利用できますか。役場のごみステーションは組に加入されていない方の受皿にはなっていませんかということで伺います。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 1 番議員さんにお答えをいたします。

現在、村内に組が設置しているごみステーションは112か所と承知してございます。役場裏のごみステーションは、役場から出るごみの集積所として設置したもので

ありますけれども、組に加入されていない方、それから組に加入されている方でも通勤経路の利便性から利用されるなど、様々な理由により利用されておりますが、議員さんご指摘のとおりそういった側面も少なからず考えられますので、今後、これらについては対策などについて検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 1 番。

○1 番（三瓶賢一） この件、先ほどちょうどお昼休みのときにごみの回収業者の方が来ておりましたので聞いてみました。ごみの回収業者の方の話ですと、ここは村で一番ごみが集まっている場所だという話です。なぜこれだけごみが集まっているか、この件についてまず伺います。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 1 番議員さんにお答えいたします。

推測にはなりますが、先ほど申しましたように組に加入されていない方も含め、組に加入されている方も通勤経路ということで利便性から排出している可能性もございます。そういった部分ではかの集積所よりごみの排出が多いのかと、そういった面も考えられることでございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 1 番。

○1 番（三瓶賢一） 最初は役場から出るごみが始まりだったと伺いました。今、役場の職員の方がここに持ってきていることはあるでしょうか。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 1 番議員さんにお答えします。

今現在ではそういったことは把握してございません。

以上です。

○議長（館下憲一） 1 番。

○1 番（三瓶賢一） 把握していないのであれば把握できるように確認を取っていただきたい、このように思います。役場にごみが集まるというのは、持っていきやすい、便利だから、先ほども通勤経路、自治会に入っているにも通勤経路だからとか、そういうことで持っていきやすいということのようですが、そういうこととはちょっと私は違うんじゃないかと思うんですね。地元で自治会があって、その自治会の中でごみステーションを設置しているわけですから、それは原点に返って役場から出るごみだけにすべきじゃないかと思います。今後の検討は十分お願いしたいというように思います。

そこで、先ほども見ますと、持っていけないごみはシールを貼っておきますからというように業者の方が答えていました。持っていけないごみ、これは誰がその後処分することになるんでしょうか、伺います。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 1 番議員さんにお答えいたします。

搬入できない、いろいろなものが混ざっているごみにつきまして、役場の裏のステーションにつきましては役場職員が分別しておるところでございます。また、地域の集積所につきましては、地元の方に分別なりをお願いするような形になっております。以上でございます。

○議長（舘下憲一） 1 番。

○1 番（三瓶賢一） やはり残ってしまったごみは役場職員の方が対応する、片づけるということになってしまいます。これはやむを得ない思いながらも、各集積所は自治会、組が運営して、組の組長が責任を持って処分しています。だとすると、ここにも不公平感があるように思います。どうぞ役場職員の方が手をかけることじゃなくて、ごみの集積の問題、ずっと続いて、村長も先ほど問題になっていることは話していましたが、私はこのごみ問題は、本来役場はごみの集積所ではないはずなんです。役場はごみの収集とか処理の計画を立てる、運用する、そういう立場にあります。地域の方の住民サービスをする、間違った考えがあるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 1 番議員さんにお答えいたします。

議員さんおっしゃるように、過剰なサービスというようなことの側面もあるかと思いますが、現在の役場裏のステーションの在り方につきましては今後、再度検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 1 番。

○1 番（三瓶賢一） きつい言い方になってしまいましたが、ぜひ、問題は放置しておくといとどんどん大きくなったり、解決が難しくなるのが一般的です。この問題をこの後、放置せずに、早めに終息するために私は提案したいと思いますが、1 年くらいの間に告知して役場に置かないような方策として、自治会に入るか、またはクリーンセンターに持っていか二つに一つ、これを選んでもらう。そういった方法で、急にはできないとしても、1 年ぐらいの猶予期間の中でやっていったらいいんじゃないかというように思っていますので、よろしく願いしたいというように思います。

次に、4 つ目に、独り暮らし高齢者や老老世帯、また疾病を抱えている方が組の役員を担うことが難しくなると、組を抜きたいという世帯が出てきている現状があります。村はこの部分、どのように捉えているか伺います。

○議長（舘下憲一） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 1 番議員さんにお答えいたします。

組をどういう理由で脱退したか、全てについて村として把握するということは難しいですが、議員おっしゃるような事情で脱退された方もいらっしゃることは考えられると思います。村、そして地域におきましては、やむを得ない事情により組を脱退することについて、止めるような強制力というものはなかなかないわけではありますが、これは組によっていろんな取組ありまして、年齢や個別の事情によりまして、例えば

役員をできない、それから年間の行事等あるかと思いますが、クリーンアップとかごみ拾いとか、そういったものも免除制度を設けているというようなところもあるように聞いております。

村として組、区への加入促進を図っていくということはもちろんではございますが、行政区、それから組の皆様にもご協力いただきまして他の区の実態とか、また、市町村をまたいでの優良な取組とか、こういったものも学びつつ、行政と住民の皆様がどのような方向性に検討していければなというように考えているところでございます。

以上です。

○議長（館下憲一） 1 番。

○1 番（三瓶賢一） こういった実態の中で、どうすれば脱退が防げるのかということは先ほど話あったように組とか区の考え方、やり方がそれぞれ違います。少しでも組にとどまってもらうような、助け合うご近所であるべきだと思いますので、今後この問題を区長会とか、やはりそれぞれの立場の違う話を出し合って、ならばどういう傾向に対して対策を取っていけばいいのかというようなことを行っってはと思うんですが、その部分はいかがでしょうか。

○議長（館下憲一） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 1 番議員さんにお答えいたします。

議員さんご提案ありましたような、そういったものも一つの取組かなというように考えておりますので、そういったものについては検討していきたいというように考えております。

以上です。

○議長（館下憲一） 1 番。

○1 番（三瓶賢一） その部分、十分検討いただきまして前向きに対応いただきたいと思います。

続きまして、5 つ目の、有事の際は行政だけに頼ることは困難です。行政と行政区や組の協力が大変重要になりますから、自主防災組織の組織づくりの働きかけが必要と考えます。村内の自主防災組織がいつ、どこに立ち上げられたのか改めて伺います。

これから多くの自主防災組織が立ち上がるように、実際に行政はどのような働きかけや立上げまでの支援をしているのかについても伺います。

また、立ち上がった自主防災組織が持続可能な活動が展開できるように、自主防災組織の代表者の会議を設けて、参考となるような先進的な考え方、活動などの情報交換をする場を設けることはできないかについて伺います。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 1 番議員さんにお答えをいたします。

まず最初に、村内の自主防災組織の設立状況でございますけれども、まず最初に令和 4 年に大玉 1 5 区の一部で組織が設立されました。同じく令和 4 年には大玉 9 区の一部で、こちらも自主防災組織が設立されております。翌年、令和 5 年には大玉 3 区の一部で、また、翌年、令和 6 年にも大玉 3 区の一部で組織が立ち上がっております。

その後、令和7年度では大玉2区全体で組織が設立され、令和8年度には大玉15区の一部、それから大玉8区全体での組織が設立されているところでございます。

自主防災組織を立ち上げる際の行政の支援につきましては、必要に応じて村担当職員が各地区にお伺いしまして、役割や必要性、そういったことについて説明を行っております。また、立上げに必要な書類の作成支援、こういったものについても行っております。また、議員さんおっしゃるとおり、情報交換の場につきましては、防災意識の向上、それから防災活動のさらなる充実を図るために、今後、開催に向けて準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 1番。

○1番（三瓶賢一） そうしますと、現在の段階で7つの自主防災組織ができたということで、今後またさらに、追って設立されればというふうにも思っております。自主防災組織は村民全体が対象だと思います。しかし、自治会や組の方々に偏りがちな部分があるように思います。自治会や組に入っていない方々との乖離がさらに広がってしまうように思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 自治会に加入されていない方、加入されている方、全てが大玉村民でございますので、全ての方が対象になります。引き続き、組への加入促進、推進を進めていき、村全体で自主防災の意識を高めていければと考えております。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 1番。

○1番（三瓶賢一） 全てが対象ということで、村民が全て対象なわけです。ですが、組に入っていない方々に対しての対策、検討、これは十分やっぱり行っていく必要があるように思いますので、全ての村民が対象だという考えを持っていると思いますので、よろしくお願ひしたいというように思います。

次に、6つ目に、行政からの情報伝達、いろんな資料の配布や地域の環境整備、防災、防犯など、暮らしにまつわる大きな働きが自治会、組にはあります。転入した方々に転入時に組に入ってください機会を逃すと、組に入ってくださいことはさらに難しくなってしまいます。組を抜けた方々も同様です。組に加入していただくよう、行政が説明していただくことが地域コミュニティーを守るためにはとても重要です。転入した世帯にどのように説明をしているかについて伺います。また、組に入らない世帯が増えていることを村はどのように捉え、どのように対策していくべきかの考えを伺います。

○議長（館下憲一） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 1番議員さんにお答えいたします。

現在、転入届の手続をした方に対しましては、まずは村内公共施設の地図や電話番号のチラシ、ごみの分別冊子やごみ収集カレンダー、検診等をお知らせする村健康ガ

イドなど配布しますとともに、ごみ集積所の利用方法や広報紙配布の仕組みなど行政区や組の役割と転入先の区長さんのお名前と電話番号を記載したチラシの配布と併せまして、役場窓口におきまして口頭で行政区組合の加入をお願いしているところでございます。

先ほどの答弁でもありましたが、組に入らない世帯が増えているということに対しましては、村としても地域コミュニティ維持の観点からあまり好ましいことではないという認識は持っております。今後につきましても、窓口での組への加入を今まで以上に強く推進するということはもちろんですが、先ほども申し上げました、行政区、組のほうでも転入されました方、それから引っ越してきた方などに対しまして、ぜひ入っていただくようなアプローチもお願いするとともに、そういったことで行政、それから地域の皆さんと一体になって加入促進を図っていかねばならないというように考えております。先ほども申し上げましたが、その対策の一つとしてご提言ありました区長会での意見交換会、そういったものにつきましても前向きに検討していきたいというように考えています。

以上です。

○議長（館下憲一） 1 番。

○1 番（三瓶賢一） どうぞ前向きに検討お願いしたいと思いますが、多分、転入された方は、もううちのことや引っ越しやいろんなことで頭がいっぱいだと思うんですね。組に入ることも大事だと親のほうから言われたり、周りから聞いたりしているかもしれません。だから、そのとき入らなくても、その後フォローしてほしいと思うんですよ。その後どうですかとかということが担当者の方から一言あるだけで違うような気がします。ぜひ、そういったフォローすることによって加入率が高まる、転入者の方においては。

また、先に来た方々がまだ入っていないというのも、何年かたってからでもいいと思うんですが、自治会のほうに、組のほうにその後いかがですか、どうですかというような、何か心を動かすような、何度もその話になると気持ちが悪くなるような、そういったことをやることはいかがでしょうか。その点について伺います。

○議長（館下憲一） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 1 番議員さんにお答えいたします。

議員さんおっしゃるように、転入してきてすぐにこういった行政区というものがあって、こういったものに加入いただけますかという形になったときに、じゃ、一体どういう役割があってその組の中でどういう行事があって、また、どういう会費とかそういったものが取られるんだという部分は、なかなか住んでみないと分からないというのは当然かと思えます。そういった中で、ある程度一定期間たった場合にお声がけをいただくという話につきましては、まずは組のほうで協力いただきたいというのが率直な意見ではありますが、システムのそういったものが行政として可能かどうかにつきましては検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（舘下憲一） 1 番。

○1 番（三瓶賢一） ぜひ前向きに検討いただきまして、組の加入率向上につながるよう
にお願いしたいというように思います。

現在、ざっくりですが組の加入率は67.35%というように伺いました。70%
を切ってしまっている実態です。都会化するとどうしても組に入らない傾向がある、
これはいろんな場面でも耳にします。でも、大玉村はそれほど都会化してはいないよ
うに思います。ですから、ご近所付き合いとかいろんな場面で関わりがある、そうい
ったことが重要だと思いますし、優秀な方々がたくさんいるように思います。そうい
った方々が村との関係を強くする、地域とのコミュニケーションを取ってそういった
優秀な人材を発掘していくといえますか、そういったことを呼び起こすというのは重
要なテーマだと思いますので、今後、ぜひお願いしたいというように思います。

スマートインターの話も先ほどありましたが、設置がもう決まって、今後は大きな
期待が込められています。そんな中で住みよい、そして安心・安全な村づくり、活気
ある村づくりにつながるためにも、この自治会、組の存在意義を村のほうからも強く
発信していただきたい、このように願って私からの質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（舘下憲一） 以上で、1 番三瓶賢一君の一般質問を打ち切ります。

10 番須藤軍蔵君より通告がありました「原油高騰等から暮らしと経営を守る取組
について」ほか2 件の質問を許します。10 番。

○10 番（須藤軍蔵） 10 番須藤軍蔵です。

通告いたしております3 件について、議長の許可の下に行います。本日最後という
ことになりますので、お疲れのところだと思いますけれども、お付き合いのほどよろ
しくお願ひしたいと思います。それぞれの課題について、大きく前進するように、ま
ずは明快なる答弁を求めていきます。

初めに、原油高騰などから暮らしと経営を守る、実際の取組についてであります。

これは3 月中頃、アメリカ、イスラエルの突然の攻撃が始まったわけでありましたが、
双方の攻撃の応酬ということで、まだまだ不透明な状況にあります。中東の原油の輸
入に頼る国として、これほど深刻に影響があったのかというふうなことを改めて感じ
るところであります。いわゆる原油を精製して作るナフサ、こういうものの不足、深
刻になってきておりまして、この通告書を出すに当たって本宮、大玉の何か所かに私
も事業所に出向いてお話を聞きました。

建材屋さん和農協のセンターと、それから自動車の整備工場、ここら辺について油
関係どうなっているのかなどを中心に、共通していえるのは、物はあるけれども高く
なったというのと、全く入ってこないというのと、どんどん、そういうものが、今、
毎月1,000 種類くらいの食料品が上っているのと相まって、値上げが続いている
という実態であります。

J Aでは、4 月頃か5 月の初めか、中東情勢に伴う生産、出荷資材の影響について
というチラシが回ったんですけれども、これらに基づいていろいろ話を聞きました。

特に肥やしについては、JAでは今度、新しい価格決定は7月と12月、急変する場合はその間にもということで、最低七、八%は上げるでしょう。それから、ハウスの天幕については、今までも契約してもいついつ立てるということを決めたけれども、これそのままの契約ではとてもできないんで、もう一回ということのお話になるというような、そういうお話でありました。

ことごとく、さように、オイルを中心にそうしたものが入ってこなくなったり、大きく上がったということでありまして、こういうことについても村としても実態を把握をしていただきたいということで、私どもとしても5月に村長にもそうしたことについて申入れも行ってきたところではありますが、まず一つは、じゃ、大玉村で何できるといっても、これはとてもとてもできる問題ではありませんが、さればというように斜に構えておくわけにもいかないということで、そうしたことについてやっぱり、国の段階では大したことはないんだと、どうってということないんだみたいな雰囲気なんだけれども、実際はそういう、この片田舎である福島の大玉村にもこれだけの影響を与えているんだから、大変なわけだと思うんで、それらの実態をまずつかむとともに、関係する自治体なり関係機関と、やっぱり連携をしながらまずは国に対してそうしたことに対する対応策をきちんと取っていくべきだということを、まずは求めるべきではないかということについて、村長の考えをまず冒頭お伺いしたいと思います。

○議長（館下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えいたします。

まさにそのとおりで、ナフサも確保していますとかシンナー等も確保していますとか、大丈夫ですというふうに国のほうでは言っていますが、現実には現場は足りない、ない、入らないというのが現状のようですので、大変危惧しているところですが、実態については先ほど前の質問にもありましたように、役場が1事業所ごとに経営実態等を把握するのはこれは不可能ですので、しっかりと日常的に、そのための商工会がありますので、商工会等とタイアップしながら連携しながら、しっかりと村内事業所等の状況については把握をし、できる支援についても検討してまいりたいと考えております。

また、今回の町村会でもこれに対する国の手当て、支援をしっかりとすることによって強い要望を国のほうに行っておりますので、これは市長会のほうでも行っているようですので、同時にそれも含めて国に強く要望してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（館下憲一） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれお答えをいただきました、ありがとうございます。

今ほど、そうした団体と協議しながら支援についてもしていく方向だということでありましたが、こうした、これまでも物価高騰の様々な施策、いろいろとやってきたわけですが、それとあわせて、村独自の支援策というものも先ほどお話ありましたように、実態を把握した上で、これらについての対応というのが当然、迫られて

くと思いますので、改めてそのことをやる方向にきちとなるかどうかということについてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（舘下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

先ほどの質問にもちょっとお答えしましたが、大変、補正予算で臨時交付金を当てにしておりました。これによってある程度支援ができるんじゃないかという期待を持っていたんですが、具体的には600万円ということですので、企業のみでなくて住民生活も、それから農業も商業も工業も全てに含めて支援をするというのは大玉村の財政規模からいって、かなり現実的には厳しいというふうに感じておりますので、この辺についてはできるところからというふうになりますが、消費税の負担が1%になるような方向でいるようですし、あと給付金という形もありますので、そういうものの国の臨時交付金も含めて、補正予算も含めて、どういう対応をするかということを見極めて、村としての対応を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（舘下憲一） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。

ひとつそういうことでの万全を期して、取り組まれることをお願いをしておきたいと思います。

次に、補助金等を支出している団体の支援と現状について。

とりわけ、農業関係なり、アットホームに限定をしているわけではありますが、農業関係については、村長の所信表明なり、あるいは事業等予算など、村長の農業に対するところの並々ならぬ意気込みというのは伝わってきております。村政執行基本方針でもまずはということで、基幹産業である農業のということが始まって、それなりの措置が取られているということでは心強く思っているところでありますが、特に1つは振興公社の関係、振興公社の設立の趣旨なり、どういう方向でやるんだという、前に出ていましたね。これの方向づけなり、どういう事業をやるんだということからすると、今の農家の皆さんの求めることと、今の振興公社で進めていることとのマッチング、なかなかうまくいっていない、まだ始まったばかりだといえばそれまでですが、そういうことについてもあります。

それから、先ほど質問ありましたが、いろんなことについてはその都度しゃべっていたんでは大変だと言ったように、そういうことではないんですね。議会等にはいつでもそのときそのとき随時機会を捉えて情報提供に努めるとともに、今後、作成する各種計画については早い段階での情報提供に努めてまいります、これちゃんとうたわれているんだから、それはそれできちっとやってもらわねっか、だめですね、公社の話はね。

そういうことも含めて、今、公社でやられている、特に何でそういうことを言うかということ、先ほど言ったように農家の方が求めている、こういうことをしてほしいなと思っていることと、公社でやろうとしていることもなかなか実態としてギャップが

あるということの中身の話でありまして、その中の一つとしては、今、様々な機械を所有しておりますね、振興公社。それで1つは、農家の人に貸すと壊されちゃうから、それはちゃんと責任を持って公社がやるんですよという機械もありますね。そういうことも含めて、一体どういう機械を何台、まず所有しているのかということについて。そんなこと簡単に聞けば分かるべと村長に言われるんではないかなと思ったりもしたけれども、それは後の関係からすると、そういうことでのまずは現状をお尋ねしたいということで、数なり種類なりについてお尋ねします。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 10番議員にお答えいたします。

農業振興公社で所有している機械等につきましては、まず、マルチスプレーヤ、薬剤散布の機械でございますけれども、こちらが1台、あと、マルチ張り機1台、樹木粉碎機2台、トラクター1台、トラクターにつきましては附属品としてロータリー、スライドモアがございます。あと、畦畔草刈り機1台、スイング式のり面草刈り機が1台、ラジコン草刈り機1台、その他草刈り機3台、あと動噴2台を所有してございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 今それぞれの草刈り機など、マルチ張り機、それから粉碎機、トラクター、ラジコン草刈り機、相当の話がありましたが、これらの利用状況なり、あるいはもっとうまく、利用規定というのはあると思うんですけれども、それらの規定の中でももっとこういうふうにすればもっと利用が、効率が上がるとか、あるいは課題について答えていくための改善点というものの等々があればお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 10番議員さんにお答えいたします。

利用規定と利用状況につきましては、一般社団法人大玉村農業振興公社、農業機械リース管理運営規定により、農業機械の貸出し、希望者につきましてはオペレーターの人員配置を行っているところでございます。

農業機械リース事業につきましては、令和7年度より開始した事業でございますけれども、利用拡大に向けた村内農業者への認知度の向上や、新規就農者向けの情報発信、こちらが必要だというふうに考えてございます。また、例えばトラクターの貸出しにつきましては、公道を走る場合には大型特殊自動車免許や農耕者限定免許の確認をするなどのマニュアルを整備するといったことも必要かと思えますので、そちらも考慮しながら利用者の要望に応じた柔軟な制度見直しを行いながら実施していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれ、そういう規定に基づいて行っているということであり

ます。そして、柔軟な対応をしていくんだということでもありますので、それぞれの農家の皆さんの要望とうまくセッティングできるように、1回、今の一部の話ではどうも大きいところだけに何か行っているんじゃないのかなどという話もあったものですから、さまざまな小さい農家の皆さんこそがむしろ利用というか活用といいますか、一緒にやりたいというふうに思っているのかなと思いますので、ひとつそういうことも含めながら、今、部長からあったように臨機応変な、そういう取組を特に求めています。

もう一点、アットホームの経営を改善するためには、それに専任する人の配置が大事だというようなことで、村長からも何回かお話ありまして、その改善を図るためには重要だとして、これを立て直すことを眼目にしながら村が補助金を出して、そして指定管理を受けた会社がその人を雇ってという形でありまして、その中身はというと、それは別な会社のことだからそれは言わないという話になるのかね。でも、今までの経過からすると、こないだちょっと二、三日前あった話も含めて、アットホームの利用券も含めたり、それからお金の管理も含めたりすると、なかなかうまく実際はっていないのかなというふうに思うんですね。

もう一つ、そういう中に先ほど言ったように、常務というのを補助金を出して、相手の会社が雇ったということで、でも、その会社には総務部長が監査委員としても行っているんだよね。したがって、それは別な会社のことだから答えられないということにはなかなか理解は得られないと思うんだよね。大きく去年1年間お世話になっていって、今年2年目になるんですね、常務行っていただいて。それを個人的にどうのこうのではないですね、ただ、一定程度のお金も入って、それなりの、それに見合う以上の、例えば、税金の徴収、漏れているところを嘱託員を頼んで回収するとか、それぐらいはやっていますよということで、それなりの成果は上っているんですけれども、じゃ、常務を派遣して見るべき、1つでもいいから大きく変わった、前進したというようなことについてあれば、村長からお答えをいただきたいと思います。

○議長（館下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えします。

常務の派遣は、基本的にはアットホームの解決のためではなくて、役員が全部非常勤であるという中で、やはり管理上の問題があちこちで起きたんじゃないかということで、常務を臨時的に配置をして1年間置くということで配置をしました。今年については間もなく総会がありますので、行く行くは置くのであれば自分たちでお金は持ってくださいよという約束で出しましたので、これは2年も3年もずっと村が出し続けるという話ではございません。最初からそういうふうにお答えをしているはずですよ。

ですから、1年と数カ月経ちましてしっかりと常務は全体を見渡して、たまちゃん食堂も含めて常務が見渡していて、それぞれ改善をしているというふうに感じております。ただ、日々の活動については、申し訳ございませんが詳しくは承知してはおりませんが、特別新しい問題とか何があったのか分かりませんが、そういうことについては私は承知してはおりませんので、しっかりとやっているというふうに感じております。

が、今度の総会が来月ありますが、その辺でもしっかりと今後のことについてはお話があると思います。

以上です。

○議長（舘下憲一） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 村長の答弁は大体その辺かなという想定はしていましたが、総会の資料も頂きました。でも、たまちゃん食堂についての中身については記載がないんですね。アットホームもないのかな。だから、私はよくやっているよという答えにはなっていないなんては言いようねえんだからそう言うと思うけれども、あと何が起きているか承知していないと言うけれども、それもそれであれだけども、後で皆さんで話すことだけれども、いずれにしても、例えば全体を専門に見るために、アットホームばかりではないよという話だったけれども、私が受けたのはうんと強く何とかしなければならぬということが眼目にあったのかなと思ったものですから、いずれにしてもそういう補助金を出して、やっぱりお願いしているからには、それなりの成果が上がるようにお願いをしたいというふうに思います。

次に、3番目の質問で、村道の支障木伐採の促進についてであります。

これ、3月議会でもやらせていただきましたが、改めて何回も質問なり答弁なりを見たら、基本的にはメーター数とか、あるいは村がやるべき責任、安全管理の管理者としての責任なりということも明確になり、また一定程度そうした場所についての改善が図られましたが、私がもっと質問を通して前進をとということからすれば、質問はゼロだったな、零点の質問だったなと思いますので、改めて、なぜかという質問したことで何か1つでも半分でも前進したものがあればいいんだけど、残念ながらなかったから質問の仕方が悪かった、改めて質問を2つに絞って。

まず1つは、村外の所有者が持っている土地の支障木についてであります。答弁の中ではなかなか面白いことを言っているんだよね。高齢化や、あるいは村外の人を持っているから問題だと、道路沿線の土地を管理していく上では難しい課題を抱えているものと認識しているんだと言っているながら、自動車の安全な運行に支障がない個人所有の枝葉については、その所有者が適切に管理を行うことが原則であると考えております。最もそのとおり、俺もそうだと思うし、善良な管理をしなくちゃならないということになっているんですよね。道路の管理者は、それ以上に責任があることになっているんですね。ただ、難しい課題を抱えているものと認識しているんだというから、それに対してどうするんだということがなければ一步も進まない、私、ここで終わっちゃっているんであればこれは問題だなと思っています。

近隣で建設部長などを経験した方にいろいろ聞いてみたら、やっぱり道路管理者としては相当な思い、様々な、大雨降ったり大雪降ったりすると、寝られないくらい心配する、グレーチングの蓋が持ち上がって上ったりしてそこにぶつかったりけがしたりしたら、これ全部道路のほうの責任なんだということを考えれば、これは大変な、ほかのなんだから構わないなんていうわけにはいかないんだよというお話もいただきます。

したがって、じゃ、区の協力、住民の協力いただいと云ったって、どこの所有者だか分からない人の、分かるまで構わないでおくのかということを含めると、やっぱり今はその所有者がどこの人で、そしてこれ危ないから撤去してください、あるいは伐採してください、誰かに頼んででもいいからやってください、そういうお話をするのは、やっぱり村外の所有者であれば、これは行政でやるほか、区長にやってくれとか近所の人がやってくれと言っても無理だと思うんですね。

そこは一步進めて、課題だというふうに言っているんだから、課題を解決するためには、じゃ、一步進めてどうするのかということについていかないと、これ検討します、検討しますでは駄目ですね。そのことについて明確にお願いします。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 10番議員さんにお答えいたします。

支障木に関しましてでございますけれども、所有者等と連絡が取れない場合等におきましては、道路法及び民法の規定に基づきまして車道の上部4.5メートルの範囲内にある自動車の安全な通行に支障を来すような支障木に関しましては、村のほうで伐採をするようにしてございます。そちらに関してはスピード感を持って実施していきたいというふうに今後も考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それらのことについても、この間の中では急迫した事情があるなどの一定の要件下では、土地の所有者が越境している枝を切ること、これでしょう、これは当然そうですね。私が言っているのは、これからこれが危ないなということがもう分かるようなことについては、やっぱり事前に、なっちゃってからでは遅いので、そういうことについては、もはや区長とか地元の人と言っていられないので、やっぱりそれを、ちゃんと所有者を追跡して、そういうことをやるのはやっぱり行政以外にはないんでないかというのを私は思うんですけれども、そのことについてやらないのか、やらないならやらないで構わないということになるわけですから、やるのかやらないのか、そのところ。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 10番議員さんにお答えいたします。

過去にも道路等に倒れかかっているような大きな樹木等ありまして、そちらにつきましては、所有者の同意いただきながら建設課のほうで処分しているという実績もございますので、状況を踏まえながら、状況に応じてこちらのほうで対応できるものはしっかり対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 10番。

○10番（須藤軍蔵） これらについては何回かやり取りの中で、村長もケース・バイ・ケースだと、書類に書いてあるどうのこうのじゃなくて、つまりそういうことにしてしまおうと大変なんで、そのときそのときに今言われたように状況に応じてということ

ございますが、やはりこれからはそういうことがもうどんどん進んでくるので、ぜひ行政の一つの責任の名において、やっぱり進めていただくということが不可欠ではないのかと。大きくなっちゃってからどうのこうのということ、大体そういうのが多いですね、二、三日前も川崎だかどこかで、産業廃棄物を山になるほど構わないで置いて、それは行政で許可しているからやった話であって、後から何ぼでも産業廃棄物の山、ごみ集積の、そういうことについてもやっぱり行政の責任というのは大きいので、ひとつそういうことについて、しっかりと対応をしていくようにお願いします。

今回も、いま一度、ぜひ、それに基づいて対応するということなので、しっかりと。当然のことながら住民からも、あるいは地域の方からもこちら辺が問題だということがあると思いますので、そういう際はひとつよく見るなりして対応をお願いしておきたいと思います。

それから、もう一つ、この質問を通して議会の議会日より、各戸に配られまして、私のところに電話来ました。そういうお話だったんだけど、伐採した木、もったいないと。これをぜひ燃料として欲しいから連絡くださいという話です。これはありがたい話で、いや、それをぜひとしたら、いや、ということではなかなか熱っぽく電話でしゃべって木は10月の末、11月から3月上旬までの間でいい、乾いている時期に切ってどうのこうのと、長いお話いただいたんです。要は、乾燥時期に切るんだと。実施するとき連絡ください、大事な燃料になるんじゃないんですかという、ああ、いい話だなと思ったものですから、そういう側面からも、せっかくな意味で、もともと薪炭林なんていって、わざわざ買い求めた時期もあったわけでありますから、そういうものの活用というのも伐採、促進と併せてうまく、先ほどの農業機械ではないけれども、使いたい人と切ってなじょしてこれ片づけるかなという人とのマッチングも必要なことで、ぜひ、村長何かうまい方法あるみたいなことちらっと言ったんだけど、うまくそういうものを活用できるような方策が考えられないかどうか、それらについてお尋ねをいたします。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 10番議員さんにお答えをいたします。

伐採した木の資源としての利活用方法として、1つとしては道路の支障木として伐採されている木は主に枝葉、そういったものになりますけれども、燃料としての利活用は難しい部分もあるかと思っておりますけれども、現在、村内でまきストーブを利用されている方がいらっしゃいますので、一つの利活用としては、まきストーブの燃料として使用できないか、今後検討していければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（館下憲一） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 今ほどお話ありましたが、枝葉はたいした、なかなか難しいんじゃないかと言ったけれども、実際はもういっぱい太くなっちゃっている状態だから、十分に対応できるんだね、むしろ太過ぎて困っている。もう一つは、できるんじゃないかではなくて、きちっと相応の組織だけできると思うのね。例えば、まきストーブ

なりあれを買った人のリストがあんだばい、補助金出して、そういう人に連絡ばっばって作るとか、そういうお話はないんだっけか、ひとつそこら辺も、そういうことが大事なことで。

○議長（舘下憲一） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田 敏） 10番議員さんにお答えします。

先ほど、まきストーブ利用された方というお話が出ましたが、うちのほうで現在今リストアップしておりまして、近々その方々に通知をお出ししまして、一度お集まりいただいて、今後の協議会も含めてちょっとお話をしたいと考えております。

以上です。

○議長（舘下憲一） 10番。

○10番（須藤軍蔵） そういうことで、うまく利活用、そういう事業を進める、容易ではないものも含めながらそっちのほうにも活用するということで、重たい課題をやっぱりもう一つ、別なほうにも活用するということの取組も進めることによって、一歩進むのかなと思います。ぜひ、そうしたことについて取組を強めていただきたい。

以上で終わります。

○議長（舘下憲一） 以上で、10番須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

◇

◇

◇

○議長（舘下憲一） 以上で、日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後3時42分）